

**【公募説明会資料】**

**令和2年度**

**天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金  
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)**

**令和2年4月**

**一般社団法人 都市ガス振興センター**

### 申請者の皆様へのお願い

一般社団法人 都市ガス振興センター（以下「センター」という。）の補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

センターの補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしくお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付規程、公募説明会資料等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解下さい。
2. センターに提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、センターは法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、センターは当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、交付済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、センターの所管する新たな補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

### 【補助事業の計画に際しての主な留意点】

- ・補助金の経理処理は、通常の商取引や商習慣とは異なります。
- ・補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、原則、競争入札（又は3社以上の相見積）により発注先を選定して下さい。
- ・当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中（令和3年2月26日まで）に支払い及び精算が完了し、実績の報告ができるよう計画して下さい。当該年度の補助事業を構成する全ての工事等の完了、検収と費用の支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ・費用の支払い方法は「金融機関からの振込み」とするよう手続きを行って下さい。（手形、割賦、相殺等は認められません。）
- ・必要な書類が期限までに提出されなかった場合、補助金は交付できませんのでご注意下さい。
- ・郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達の記録が残る郵送方法（書留郵便等）のご利用を推奨します。

## 目 次

1. 事業の趣旨	3
2. 事業の内容	4
3. 事業の実施スキーム	10
4. 事業の実施スケジュール	10
5. 補助事業制度について	11
6. 複数年度事業の取扱い	15
7. 補助事業申請に係る提出書類	18
8. 書類提出期限及び連絡先	21
9. 申請から交付までの流れ	22
 10－1. 交付申請・実施計画・発注計画関係	
(別紙①) 交付申請書【記入例】	26
(別紙②) 実施計画書【記入例】	27
(別紙③-1) 申請金額整理表【記入例】	36
(別紙③-2) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について【記入例】	37
(別紙④) 申請者別の資金調達計画について【記入例】	38
(別紙⑤-1～2) 発注計画書【記入例】	39
(別紙⑥) 日本標準産業分類	41
(別紙⑦) 共同申請となりうる各種契約の取扱い	44
 10－2. 計算シート作成にあたっての考え方	
(別紙⑧) 単位発熱量と炭素係数について	47
(別紙⑨-1～2) 高効率設備の基準について	48
(別紙⑩) 省エネルギー性の評価について	50
(別紙⑪) データ報告のための計測についての留意点	57
 10－3. 計算シート作成例	
(別紙⑫-1～3) 計算シート①～③【記入例】	62
(別紙⑬-1～3) 燃料消費量換算計算シート	65
(別紙⑭) 燃料消費量実績集計表	68
(別紙⑯) 計算シート作成におけるチェックシート	69

<b>10-4. 図面の作成例</b>	
(別紙⑯ - 1～6) 従来方式の設備、補助事業方式の設備に関する図面について	71
(別紙⑰) 専用の計測装置に関する約束書	76
<b>10-5. 見積関係及び補助対象経費の考え方</b>	
(別紙⑱ - 1～2) 見積依頼書【記入例】	78
(別紙⑲ - 3) 見積書【作成例】	81
(別紙⑳ - 1～2) 敷地内ガス管の補助対象経費算定方法	82
<b>10-6. 申請者内容証明関係 記入例等</b>	
(別紙㉑) 役員名簿【記入例】	85
(別紙㉒) 全部事項証明書（謄本）	86
<b>10-7. 中圧ガス供給証明関係 記入例</b>	
(別紙㉓) 供給証明書（検討結果）【記入例】	88
<b>10-8. 複数年事業継続関係 記入例</b>	
(別紙㉔ - 1) 事業継続誓約書	91
(別紙㉔ - 2) 事業継続計画書	92
(別紙㉔ - 3) 事業完了報告書	93
<b>10-9. その他</b>	
(別紙㉕) 発注先選定理由書【記入例】	95
<b>10-10. 申請書提出時の確認及び纏め方</b>	
(別紙㉖) 交付申請時提出書類チェックリスト	97
(別紙㉗) 交付申請書ファイリング例	99

本「公募説明会資料」は、記載された内容が変更になることがあります。

変更が生じた場合は都市ガス振興センターホームページにて、その旨をお知らせします。

都市ガス振興センターホームページ：<http://www.gasproc.or.jp/>

## 1. 事業の趣旨

エネルギー需給構造が脆弱な我が国において、エネルギーの安定供給確保は、従来から極めて重要な課題であります。加えて、昨今の環境保全、とりわけ地球温暖化が国際的な問題となっている中、我が国において東日本大震災以降増加傾向にあった温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題となっております。

また、我が国は度重なる大災害により様々な被害を受けてきた歴史があり、その都度得られた教訓を基に災害対策が強化されてきましたが、東日本大震災・熊本地震を受け、新たに大規模災害等に備えた理念として国土強靭化が謳われ、強靭な国づくりに向けた施策が推進されています。

このような状況において、産出地域が世界各地に分布しており、化石燃料の中で燃焼時の単位発熱量あたりのCO<sub>2</sub>排出量が最も少ない天然ガスの利用設備の普及を促進し、天然ガスシフトを進めることができ、燃料の安定供給や省エネルギー・地球温暖化対策として重要であり、また、耐震性の高い中圧ガス導管等から供給を受ける施設に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備を普及させることは国土強靭化に資する重要な取り組みです。

本事業は、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持強化を行う事業に対し補助金を交付することで、天然ガスシフトの促進及び災害時の強靭性の向上を図るもので

## 2. 事業の内容

中圧ガス導管等でガス供給を受けている災害時にも対応可能な天然ガス利用設備であつて、要件に適合する設備を設置する天然ガスの環境調和等に資する利用を行う事業者に対し、その設備を新設、更新又は改造に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）の一部を補助するものです。

[ 令和2年度補助金予算額：約7.0億円 ]

※災害時にも対応可能な天然ガス利用設備及び天然ガステーションの設備を含む

### （1）対象事業者：

家庭用需要を除く全業種（リース・エネルギー・サービス等についても対象）

※事業者：事業を営んでいるもの。

※家庭用需要：居住の用に供する居室での需要のこと。

（非該当物件例：店舗兼住宅の住居部分、居住用途マンション）

### （2）対象事業：

中圧ガス導管等でガス供給をうけている災害時にも対応可能な天然ガス利用設備に対して、以下のそれぞれの要件に適合する常用の設備を設置し、費用対効果と災害時の強靭性に優れていると認められるものを対象とします。

#### ① 災害時にも対応可能な天然ガス利用設備

1) 新設、更新又は改造して天然ガスを主原料とするガスを使用すること。

2) 新設、更新又は改造により5%以上の省エネルギーが図られること、又は高効率設備の基準に該当すること。なお、高効率設備の基準については、公募開始前に審査委員会で決定し、結果公表する。

※省エネルギー率の判定は、自家発電設備の場合は1システム毎、自家発電設備以外の場合は、設備群毎に行います。（P.49別紙⑨-2参照）

3) 対象設備の新設、更新又は改造によって、従来方式よりも25%以上のCO<sub>2</sub>排出削減が図されること。

4) 新設、更新又は改造後の対象設備にCO<sub>2</sub>排出削減量を算出するために必要な専用の計測装置を取り付けること。

5) 中圧ガス導管等でガス供給を受けている下記のいずれかの施設に設置されること。

(ア) 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設、国や地方自治体と協定を締結している（見込みも含む）帰宅困難者受入施設

(イ) 災害時に機能維持する必要性のある施設（救急指定病院・救命救急センター・

災害拠点病院・地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定又は指定する医療施設、福祉避難所、地方自治体等の施設)

(ウ)国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している  
(見込みも含む) 工場・事業場

(エ)その他審査委員会が認めた施設

※対象設備が上記の要件に寄与していること。

※中圧ガス導管等について。以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ・都市ガスの中圧供給（供給約款に定める低圧の最高圧力を超える圧力）を受けていること。
- ・供給継続性の高い低圧供給（都市ガス供給事業者が供給停止判断基準をSI値70カイン以上としている低圧供給エリア）を受けていること。
- ・低圧供給を受けていて移動式ガス発生設備を保有していること。  
ガス事業法上の工作物で、別途定める条件を満たすもの。

② 更新の要件は更新前設備等を廃止することです。撤去等の処置を行って下さい。同様に改造を行った設備については改造前の状態に容易に戻れないよう、取り外し部品等の処分を行って下さい。

③ 本補助事業は、対象設備の新設、更新又は改造とそれに伴う付帯設備の更新等に対して補助を行います。よって、熱の使用先での省エネ（蒸気漏れ配管の修理、空調する部屋の断熱等）は本補助事業の対象外となります。

④ 同一事業所内で同種又は異種の複数台の設備を補助対象とする場合、同一年度内における1補助事業として申請を受け付ける（但し、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備と天然ガスステーションの設備が同一事業所内にある場合は別々に申請して下さい）。

⑤ 補助事業の期間は、原則、単年度事業とします。

ただし、下記のいずれかに該当する場合には、複数年度で設備を完成させる事業であっても2年度を上限に、補助金を申請するものを妨げるものではありません。

1) 新築の建物に設備を導入する場合で、工程上、単年度での実施が困難な場合。

2) 事業規模が大きく、単年度での実施が困難な場合

（原則、補助事業に要する経費が1.5億円以上）。

内容によっては、工程の調整（単年度での検討）をお願いする場合があります。

詳細は、「6. 複数年度事業の取扱い」を参照下さい。

⑥ 事業完了後1年間分のデータ提出が必要です。

**(3) 対象燃料：**

- ① 新設、更新又は改造後使用燃料：天然ガスを主原料とするガス。

天然ガスを主原料とするガスについては、

- a. 天然ガス
- b. 液化天然ガス
- c. 天然ガス又は液化天然ガスを主原料（組成比が一番高いものを「主」とする）とし、且つ、炭素係数が「天然ガス×1.10」未満のガスとします。

なお、天然ガスの炭素係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める値を用いることとします。

**【炭素係数】**

天然ガス×1.10	0.0153tC/GJ
-----------	-------------

**(4) 補助対象範囲：** 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金の災害時にも対応可能な天然ガス利用設備に係る設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費(含む計測装置)、新規設備設置工事費(含む改造工事費)、敷地内ガス管敷設費(但し、本支管工事費は除く)

I. 設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費の補助対象範囲

1) 下記の設備に対する経費を対象とします。

(ア) 自家発電設備（ガスエンジンコーチェネ、ガスタービンコーチェネ、燃料電池等）

機器本体に加え、その他必要と判断される設備

ただし、令和2年度は「社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」の対象となるため、本事業では対象外。

(イ) ガスエンジンヒートポンプエアコン（GHP）

機器本体に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備

(ウ) 冷温水機

機器本体に加え、冷却塔、冷却水配管、冷却水ポンプ、水処理装置、冷温水タンク、太陽熱集熱器、その他必要と判断される設備

(室内機等は対象外とします)

(エ) ボイラ

機器本体に加え、給水ポンプ、給水タンク、水処理装置、蒸気ヘッダ、ドレンタンク、太陽熱集熱器、その他必要と判断される設備

(オ) 工業炉

機器本体に加え、その他必要と判断される設備

但し、自治体等と協定等を締結した施設において、支援物資（最終製品）を製造するために必要となる設備に限る。

(カ) 厨房設備

機器本体に加え、その他必要と判断される設備

但し、厨房は単独申請できないこととし、CO<sub>2</sub>排出削減量の評価はしないものとします。

また、下記の2点を満たす設備に限る。

- ・導入予定の厨房が、申請対象の自家発電設備、GHP、冷温水機、ボイラ、工業炉のいずれかと同一事業所にあり、同一申請を行うとき
- ・非常時に食事の提供が可能であるもの

2) (ア)～(カ)に加え、下記(キ)の設備に対する経費を対象とします。

(キ) 燃料配管、燃料貯蔵設備、脱硫装置、送風機、熱交換器、煙道、煙突、燃焼制御装置、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタ、ガスコンプレッサ、脱硝装置、集塵装置、基礎工事

（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外とします）

- 3) 蒸気・冷温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とします。  
(配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとします)
- 4) 上記1)～3)の設備に対する経費は、本補助事業で専用に使用する部分とし、補助事業外設備との共用部分がある場合には、原則定格流量比による按分相当額を対象とします。

## II. 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

- 1) ガス配管、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とします。
- 2) 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則配管の断面積比による按分相当額を対象とします。

（5）補助率　：補助対象経費の1／3以内

（6）補助金上限額　：1.7億円／1補助事業

（7）交付決定：

予算枠を超えた際には、費用対効果<sup>注1</sup>と災害時の強靭性<sup>注2</sup>に対する審査に基づき、補助金交付先の決定を行います。予算枠内であっても、費用対効果等が著しく悪いものについては、審査委員会により不採択等とする場合があります。

なお、別に定める中小企業優遇を申請した申請者が実施する補助事業については、費用対効果に1／2の係数を掛けて優遇します。

優遇の判定は、補助事業の対象となる設備の使用者が優遇対象であるかで判定します。

注1 費用対効果：CO<sub>2</sub>排出削減量<sup>注3</sup>当たりの交付補助金[千円/▲t-CO<sub>2</sub>]

注2 停電時に電力供給が可能な設備については、その機能の追加に要する費用（「災害対策費」という）を差し引いた交付補助金にて費用対効果を算出します。

注3 CO<sub>2</sub>排出削減量[▲t-CO<sub>2</sub>/年] = 従来方式<sup>注4</sup> CO<sub>2</sub>排出量[t-CO<sub>2</sub>/年] - 補助事業方式<sup>注5</sup> CO<sub>2</sub>排出量[t-CO<sub>2</sub>/年]

注4 従来方式：補助事業により導入する設備を稼働させないときに、代替となる供給源にてエネルギーを供給する方式。代替となる供給源が存在しない場合は、以下のように代替供給源を定義します。（詳細はP.50別紙⑩参照）

- ・設備の更新など、補助事業実施前の設備がある場合、それらの設備を稼働させた場合の方式。

- ・設備の増設など、補助事業実施前に同等の設備がある場合、それらの設備と同じ燃料種の設備を稼働させた場合の方式。
- ・設備の新設など、補助事業実施前の設備がない場合、補助事業を実施しなかつた際に設置する標準設備を稼働させた場合の方式。標準設備とは、P. 48 別紙⑨にて定める高効率設備の基準に対して、機器効率を 1.05 で除した効率を有する設備のことをいいます。なお、その際の燃料種は補助事業方式の場合の燃料種と同一とします。

**注 5 補助事業方式：新設、更新・改造後の設備**

なお、算出するCO<sub>2</sub>排出量は、新設、更新・改造前後の設備において、燃料を燃焼させることによって発生するCO<sub>2</sub>量をいいます。

**※ 中小企業優遇について**

中小企業者については、中小企業庁の定義に従っております。日本標準産業分類による業種を4区分（卸売業、小売業、サービス業、製造業その他）に分類し、それぞれの区分で、資本金の額（又は出資の総額）、もしくは従業員の数の基準に該当するものを中小企業者としています。（P. 41 別紙⑥参照）

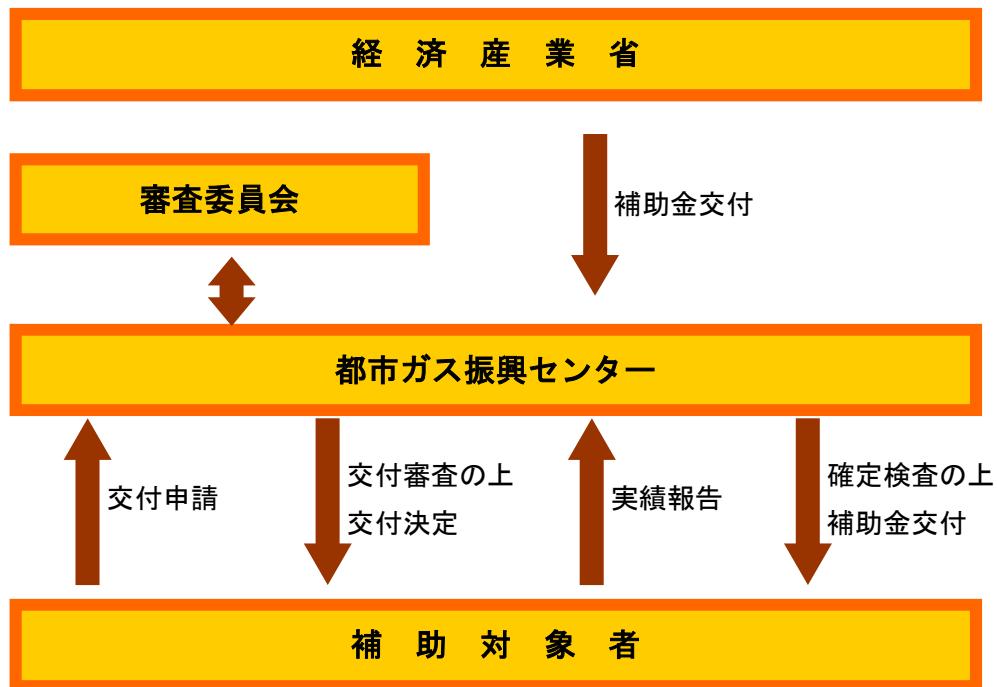
**中小企業者の基準**

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※資本金規模もしくは従業員規模のどちらかに該当することが必要で、履歴事項全部証明書の写しあるいは雇用保険申告書等の写しを提出。

※医療法人は、中小企業者ではありません。

### 3. 事業の実施スキーム



### 4. 事業の実施スケジュール（令和2年度）

- ① 4月20日：公募開始
- ② 公募説明会については当センターＨＰご参照
- ③ 補助金交付申請書類提出（公募開始後）
- ④ 5月29日：公募締切り（消印有効）（原則1回/年募集 予算未達時は追加募集実施）
- ⑤ 補助金交付審査
- ⑥ 7月上旬頃：補助金交付決定
- ⑦ 7月下旬頃：補助事業者向け事務通知説明会実施
- ⑧ 中間報告（詳しくは、事務通知説明会にて説明）
- ⑨ 実績報告書提出  
(事業完了後30日以内又は令和3年2月26日のいずれか早い日まで)
- ⑩ 補助金確定検査（工事施工状況等について必要に応じて現地調査を実施）
- ⑪ 補助金交付（確定検査後）
- ⑫ 燃料使用量等データ報告  
(効果確認のため事業完了後1年間の燃料使用量等のデータ提出が必要)

## 5. 補助事業制度について

天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金の手続きについては、「天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金 交付規程」によりますが、留意点は以下の通りです。交付規程及び以下を熟読の上、応募して下さい。

### （1）交付申請（交付規程第7条）

本補助金の交付を希望する事業者は、一般社団法人 都市ガス振興センター宛に当該年度の交付申請書・実施計画書・添付書類を提出して下さい。（P.26 別紙①、P.27 別紙②参照）

#### ① 申請者について

申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者及び使用者（設備を使用して生産や営業活動を行う者）は、必ず申請者として登録して下さい。

申請者が複数となる場合は共同申請とし、交付申請書に各々の役割を明確に示して下さい。各事業者間で十分な連携を取り事業を推進して下さい。

#### 【共同申請となるケース（例）】

- ・リースを利用する場合（申請者：リース会社（設備の所有者）、設備使用者）

※転リース、リースバック契約についてはP.44別紙⑦を参照のこと。

- ・エネルギーサービスを利用する場合

（申請者：エネルギーサービス会社、設備使用者）

- ・ESCO事業者が資金調達を行うシェアードESCOの場合

（申請者：リース会社、ESCO事業者、設備使用者）

- ・賃貸借の場合（申請者：賃貸人（設備所有者）、賃借人（設備使用者））

その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する等の場合は、事前にセンターまでご相談下さい。なお、単独申請から共同申請への変更等、申請書提出後の申請者の追加はできません。なお、コストオン契約は原則不可とします。

#### ② 申請対象となる事業の期間について

单年度事業のため、以下に定められた期間に事業を開始、完了できる場合のみ対象となります。

事業の開始日：交付決定日以降であること。開始日とは、補助事業<sup>注</sup>において最初に設計、工事等の契約を締結する日とします。

事業の完了日：令和3年2月26日までに完了すること。（事業の完了日とは、補助事業<sup>注</sup>において工事の完了、検収及び費用の支払いが最終完了する日）

注 当該年度の補助事業を構成する工事等全てが対象です。補助対象経費であるか否かは関係ありません。

## （2）交付決定（交付規程第8条）

センターは提出された交付申請書、実施計画書、添付書類に基づいて審査を行い、以下の事項に留意しつつ、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

- ① 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。補助金の交付は、原則、事業者の支払の完了後となりますので、ご注意願います。（工事の検収が完了ではない）
- ② 申請に係る補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費（含む改造工事費）、敷地内ガス管敷設費）については、見積書の写しを併せて提出して下さい。その際、前記経費5区分の金額根拠が明確になるよう内訳を記載願います。
- ③ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと。

※ 地方自治体が実施する補助金については、国が実施する補助金の対象経費に対する対応が、地方自治体毎に異なりますので、該当の地方自治体に直接お問い合わせ下さい。

## （3）補助事業を実施する上での注意事項

事業者が見積の依頼、工事等の契約を締結するにあたって注意していただきたい点を以下に記載します。

- ① 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置（以下、停止措置）が講じられている事業者を見積の依頼、契約の相手方としないこと。  
(契約金額が税込100万円未満のものを除く) 停止措置を講じた事業者の一覧は、以下経済産業省のホームページにて確認すること。

### ■経済産業省ホームページURL

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- ② 見積依頼は必ず書面で行うこと。その際、見積項目が一式で50万円以上（単体で50万円以上の機器を除く）とならないよう見積依頼書に明記すること。一式で50万円以上の見積項目が含まれている場合は、その部分の内訳書を見積書に添付すること。（P. 78 別紙⑯-1～P. 81 別紙⑯-3 参照）

停電時に電力供給が可能な設備については、その機能の追加に要する費用（以下「災害対策費」という）がわかるように見積項目を分けること。

- ③ 事業開始日は交付決定日以降であること。交付決定前の事業完了は補助金交付の対象となりません。

- ④補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（又は3社以上の相見積）により発注先を選定すること。
- ⑤発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札（又は3社以上の相見積）が著しく困難又は不適当である場合は、前もって、センターに発注先選定理由書を提出すること。（P. 95 別紙②参照）  
なお、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意下さい。
- ⑥補助事業に係る工事、物品購入等に対して当該年度中（令和3年2月26日まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。工事の完了、検収と費用全ての支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ⑦補助事業に関する工事、物品購入等の費用の支払い方法は、「金融機関からの振込み」とし、支払いの事実を証明できるもの（銀行振込受領書等）をご用意ください。手形、割賦、相殺、インターネットを経由した支払等は認められません。なお金融機関に対する振込手数料は、補助対象となりません。
- ⑧支払委託契約（金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）は、以下を条件に利用を認めるものとします。  
・実施計画書（様式第2－1）1.（2）補助事業の概要に支払委託契約を利用する旨記載  
・申請書に支払委託契約書（案可）の写しを添付  
この場合、金融会社を共同申請者として登録する必要はありません。なお、申請後の支払い方法の変更は認められません。
- ⑨交付申請する際は、事業計画や資金計画等を充分考慮のうえ、申請願います。取り下げる場合は、交付規程第9条、10条に則った手続きが必要となります。

#### （4）中間報告について

補助事業者は、令和2年12月末までに実績報告書が提出できない場合には、センターへ中間報告を行ってください。必要に応じて中間報告の他に、進捗状況等を次確認する場合があります。

発注計画書（P39 別紙⑤-1）に中間報告日を記入してください。

#### （5）実績報告及び確定検査（交付規程第16、17条）

補助事業が完了した時は、事業完了後30日以内又は、令和3年2月26日のいずれか早い日までに実績報告書をセンター宛に提出していただきます。ただし、交付決定の後に実施する事務通知説明会実施日以前に補助事業が完了した場合は、センターの指示に従って下さい。

センターは事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査（仕様書、見積書、

契約書、納品書、検収書、請求書、振込証明書等)及び現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。

工事内容又は設備能力が申請書通りでない場合等不適当と認められる場合には、補助金不交付や減額の措置が取られる場合があります。特に実測値による申請の案件については内容を精査することになりますので、ご留意下さい。

なお補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上して下さい。但し製造原価を算出することが困難な場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

#### （6）補助金の支払い（交付規程第18条）

事業者には、センターから確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、センターから事業者に補助金を支払います。

#### （7）取得財産の管理について（交付規程第21、22条）

補助金で取得した資産（取得財産等）については取得財産等管理台帳(様式第15)を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産処分制限期間内（耐用年数に相当）に資産を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令 別表2」に基づいて設定することを原則とします。

#### （8）圧縮記帳について

当該補助金の内、固定資産の取得又は改良に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することができます。但し、既存設備の撤去費等、固定資産の取得又は改良以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

#### （9）規定違反に対する措置について

事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- ① 交付規程第19条第1項の規定による交付決定の取消、同条第2項の規定による補助金等の返還及び同条第4項の規定による加算金の納付。

- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ④ センターが所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 事業者等の名称及び不正の内容の公表。

#### （10）暴力団排除に関する誓約について

交付規程第27条に基づき、申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項（交付規程別紙参照）に同意したものとします。

#### （11）利用状況の報告について

交付規程第24条に基づき、補助事業の適正な管理のため、補助事業の実施により取得した財産等の利用状況を必要に応じ、確認させていただきます。

#### （12）補助事業概要の公表について

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要、事業成果等をセンターホームページに掲載させていただきます。

#### （13）燃料使用量等データ報告（補助事業完了翌年度）

事業完了の翌年度に、補助対象設備で使用した1年間分（4月から翌年3月）の燃料使用量等をご報告いただき、CO<sub>2</sub>排出削減量の確認をさせていただきます。特に部分負荷実測値に基づいた申請の場合は申請データの妥当性を説明できるよう設備の運転時間等の記録を残しておかれるごとに推奨致します。申請データに比べ事業完了後の実測データが著しく悪い場合は改善指導を行い、設備改造等実施の後、再度実測データを提出していただきますので、ご留意下さい。

### 6. 複数年度事業の取扱い

#### （1）申請、交付形態

- ① 下記のいずれかに該当する場合には、複数年度事業であっても、2年度を上限に補助金を申請することを妨げるものではありません。
  - 1) 新築の建物に設備を導入する場合で、工程上、単年度での実施が困難な場合。
  - 2) 事業規模が大きく、単年度での実施が困難な場合  
(原則、補助事業に要する経費が1.5億円以上)。
- ② 今年度の交付決定は、次年度以降の補助を保証するものではありません。
- ③ 費用対効果（CO<sub>2</sub>排出削減量当たりの交付補助金[千円/▲t-CO<sub>2</sub>]）は、設備の導入を完了させるまでに必要な経費の計画値を以って計算して下さい。

## （2）見積・発注

- ① 設計・設備購入・工事等の見積書は、年度毎の実施内容及び経費の費目ごとの金額が確認できる形態とする必要があります。各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、出来高に応じた支払いを完了して下さい。
- ② 原則、年度毎に契約行為を行って下さい。2年度目の事業の開始日は2年度目の交付決定日以降として下さい。開始日とは補助事業において設計、工事等の契約を締結する日とします。ただし、工期等の関係で複数年度にわたる事業を一括で契約せざるを得ない場合は、センターと協議のうえ、発注、契約、納品、支払等について、年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にして下さい。

## （3）事業の見直し

- ① 複数年度事業において、途中で事業を中止した場合や実施計画書（P27.別紙②参照）
  2. 補助事業の具体的な内容に記載した内容を満足できなくなった場合には、原則として既に交付した補助金相当額の納付が必要となります。
- ② 複数年度にわたる事業において、当該年度の事業内容に変更はないものの、翌年度以降の事業内容を変更する必要が生じた場合は、事業内容の全体を把握するため、そのことが明らかになった時点で、その内容及び理由等をセンターの担当者まで文書でお知らせ下さい（特に様式の指定はありません）。

## （4）令和3年度以降の事業の取扱いについて

- ① 令和2年度の補助事業を申請する時点で、複数年度事業を完成させる旨を記載した事業継続誓約書（P. 91 別紙④-1 参照）を提出いただきます。
- ② 令和2年度の実績報告時に、事業を履行する旨を記載した事業継続計画書（P. 92 別紙④-2 参照）を提出いただきます。
- ③ 令和3年度以降、設備を完成させず事業を中止する場合や、申請した内容を満足できない場合は、原則として既に交付した補助金相当額の納付が必要となります。
- ④ 複数年度事業において、当該年度の事業内容に変更はないものの、翌年度以降の事業内容を変更する必要が生じた場合は、事業内容の全体を把握するため、そのことが明らかになった時点で、その内容及び理由等をセンターの担当者まで文書でお知らせ下さい（特に様式の指定はありません）。
- ⑤ 事業継続計画書を提出した事業者は、事業が完了した際に事業完了報告書（P. 93 別紙④-3）及びセンターが指定する添付書類を提出し、既に交付された補助金について適正な運用がなされているか等、センターの確認を受ける必要があります。
- ⑥ 事業完了報告書を提出した事業者にあっては、事業完了後に、「5.（13）燃料使用量等データ報告」に記載の通りデータの報告等を実施いただきます。

## ■新築で、工程上単年度での実施が困難な場合

	1年度目												2年度目												3年度目		
	交付決定						実績報告						交付決定（想定）						実績報告						建物竣工		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
設計				契約 ▲			検収・支払 ➡																				
A工事																											
B工事						契約 ▲				検収・支払 ➡	➡																
C工事						契約 ▲				検収・支払 ➡	➡																
補助対象外																											
D工事						契約 ▲																		検収・支払 ➡			
補助事業外																											
E工事						契約 ▲							検収・支払 ➡														
F工事											契約 ▲													検収・支払 ➡			

## ■事業の規模が大きく、単年度での実施が困難な場合

	1年度目												2年度目												3年度目		
	交付決定						実績報告						交付決定（想定）						実績報告						建物竣工		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
設計				契約 ▲			検収・支払 ➡																				
A工事																											
B工事						契約 ▲				検収・支払 ➡	➡																
C工事						契約 ▲				検収・支払 ➡	➡																
補助対象外																											
D工事						契約 ▲																		検収・支払 ➡			
補助事業外																											
E工事							契約 ▲						検収・支払 ➡														
F工事										契約 ▲														検収・支払 ➡			

## 7. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に応募される事業者は、公募期間中に以下の書類の提出をお願いいたします。

- (1) 交付申請書（様式第1－1）(P. 26 別紙①参照)
  - (2) 実施計画書（様式第2－1）(P. 27 別紙②参照)
    - ※ 申請金額整理表 (P. 36 別紙③-1 参照)、補助事業に要する経費と  
補助対象経費の差額のわかる資料、及び補助事業の実施場所を示す地図を添付
    - ※ 共同申請、または複数年申請の場合、下記を添付
      - ・実施計画書に記載した補助事業に要する経費等の申請者別内訳 (P. 37 別紙③-2 参照)
    - ※ 共同申請の場合、下記を添付
      - ・実施計画書に記載した資金調達計画の申請者別内訳 (P. 38 別紙④参照)
      - ・役割分担を示す体制表
  - (3) 添付書類
    - I. 発注計画書 (P. 39 別紙⑤-1～⑤-2 参照)
      - ・申請、契約、納品、検収、支払完了予定日等を記載のこと。
    - II. 計算シート① (省エネルギー率計算用 (自家発電設備以外)) (P. 62 別紙⑫-1 参照)  
計算シート② (省エネルギー率計算用 (自家発電設備)) (P. 63 別紙⑫-2 参照)  
燃料消費量換算計算シート (P. 66 別紙⑬-2、P. 67 別紙⑬-3 参照)
      - ・計算シート①に入力する燃料消費量は、入熱量を一致させるため、燃料消費量  
換算シートにて換算した値を入力すること。
      - ・高位発熱量が 45MJ/Nm<sup>3</sup> 及び 46MJ/Nm<sup>3</sup> 以外の都市ガスを使用される事業者は、  
組成、高位発熱量、低位発熱量、炭素係数が分かる資料を添付すること。
    - III. 計算シート③ (CO<sub>2</sub>削減率、費用対効果計算用) (P. 64 別紙⑫-3 参照)
- ※重要** 実績報告時に新設、更新・改造後設備が申請時の効率を満たさないと判断  
される場合は、補助金の交付が行われませんので、ご注意下さい。
- IV. 燃料消費量実績の根拠資料
- ① 自家発電設備以外の設備
    - ・更新の場合、対象期間は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの  
燃料消費量実績。
    - ・根拠資料は、日報等から作成した月毎の燃料消費量実績の内訳表 (P. 68 別紙⑭  
参照) 及び購入量を判断できる書類 (燃料の種類、納入月、納入場所がわかる請求  
書等) の写しとします。なお、燃料の使用量を計測する装置が設備ごとに設置さ  
れておらず、補助事業外設備分の使用量が混在し、対象設備の燃料使用量が明確  
でない場合は、各設備の時間当たり燃料消費量等からの按分により使用量を算  
定し、その計算過程が分かる資料を添付すること。

- ・新設の場合、燃料消費量実績の内訳表（P. 68 別紙⑭参照）を想定負荷データとして作成すること。

② 自家発電設備の場合

- ・「計算に使用した電力の想定負荷データと自家発電設備の想定稼働データ」に相当するデータを計算シートに添付し、設備の稼働想定を明確にすること。

V. 従来方式、補助事業方式の機器仕様及び省エネルギー算出根拠となる書類

- ・メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書や図面等の主要資料とします。

VI. 従来方式、補助事業方式の設備に関する図面（P. 71 別紙⑯参照）

対象設備に取り付けるCO<sub>2</sub>排出削減量を算出するために必要な専用の計測装置を明示すること。

VII. 従来方式の設備の設置状況を示す写真

- ・設備本体及び銘板等の写真を提出のこと。

※表紙に撮影日もしくは撮影期間を記載すること

VIII. 見積依頼書、見積書の写し

- ・見積依頼は必ず書面にて行うこと。（P. 78 別紙⑯-1～P. 81 別紙⑯-3 参照）
- ・見積書は経費の区分（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）及び補助対象経費が明確に分かるように注釈をつけること。
- ・停電時に電力供給が可能な設備については、その機能の追加に要する費用がわかるように見積項目を分けること。
- ・見積書の提出は写しとし、原本は必ず大切に保管しておいて下さい。  
(概算見積、実施見積とも)

IX. 会社情報

- ①会社・事業所のパンフレット、

役員名簿（氏名、生年月日、性別、会社名、役職名）（P. 85 別紙⑰参照）

（役員名簿のフォーマットはセンターホームページからダウンロードすることができます）

- ②法人にあっては、発行日が申請日から3か月以内である履歴事項全部証明書の写し、及び前年度の財務諸表

- ③地方自治体等及び非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類

X. 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類

見込みで申請の場合は、協定書（案）または国や地方自治体と折衝している経緯がわかる議事録（国や地方自治体の担当者の押印付）等を添付すること。補助事業の完了までに協定が発効することを明確に示していること。（自治体と申請者双方の押印）

XI. 中圧ガス導管等でガス供給を受けていることを示す書類

- ①供給証明書（検討結果）(P. 88～89 別紙②参照)
- ②必要な添付書類

XII. 交付申請時提出書類チェックリスト (P. 97 別紙⑯参照)

上記 I～XIIに加えて、以下に該当する場合、別途下記書類を提出して下さい。

- ① 中小企業優遇を申請する場合、中小企業基本法に定める中小企業であることを証明できる書類  
　　・ 資本金の額又は出資の総額：履歴事項全部証明書又は登記簿謄本等の写し  
　　・ 常時使用する従業員の数：雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し  
　　・ なお、書類の証明日付が平成31年4月1日以降であること。
- ② 従来方式、補助対象方式の各設備について、メーカーの定格仕様値(カタログ等を含む)ではなく、機器の実測値により申請する場合、測定条件と測定結果の証明書類
- ③ 補助対象方式の設備について高効率設備の基準に基づき申請する場合、高効率設備の基準に該当することを証明する書類
- ④ リース・エネルギーサービス・賃貸借等にて共同申請する場合、
  - ・ 対象設備に関する契約書(案可)の写し
  - ・ 契約金額に関する料金計算書  
(補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)  
(賃貸借の場合、設備の更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類)  
※リース・エネルギーサービス期間は原則、設備の耐用年数に合致させること。できない場合は再リースする旨、特約条項等として記載すること。  
※リース・エネルギーサービスは実績報告時には契約が締結されていること。  
※リース・エネルギーサービスは事業年度内(翌4月1日可)に開始すること。
- ⑤ 支払委託契約(金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約)を利用の場合、支払委託契約書(案可)の写し
- ⑥ ガス供給事業者との取引メーターを専用の計測装置として承認を受けたい場合、専用の計測装置に関する約束書及び必要な添付書類(当該設備の配置図、当該ガス配管のアイソメ図) (P. 76 別紙⑯参照)
- ⑦ 事業が複数年度にわたる場合には、事業継続誓約書 (P. 91 別紙⑭-1 参照)
- ⑧ 発注先の選定に際して競争入札(又は3社以上の相見積)が著しく困難又は不適当である契約を含む場合、発注先選定理由書 (P. 95 別紙⑯参照)
- ⑨ その他、必要な追加書類  
※ 審査に当たって別途資料の提出をお願いすることがあります。  
※ センターへの申請書の提出は1部とし、必ず控えを保管しておいて下さい。提出いただいた書類は返却いたしませんのでご注意下さい。

## 8. 書類提出期限及び連絡先

### 《《提出期限》》

令和2年5月29日（金）（消印有効、締切り厳守）

※ 必要な書類が期限までに提出されなかった場合、センターとしては受理できませんのでご注意下さい。

### 《《提出方法》》

持参又は郵送

※ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達の記録が残る郵送方法（書留郵便等）のご利用を推奨します。

### 《《申請・お問合せ先》》

〒105-0004 東京都港区新橋3-7-9 川辺ビル5階

一般社団法人 都市ガス振興センター

事業部 事業第一グループ、事業第二グループ

TEL：03-6435-7692

### 《《申請・お問合せ等の受付時間》》

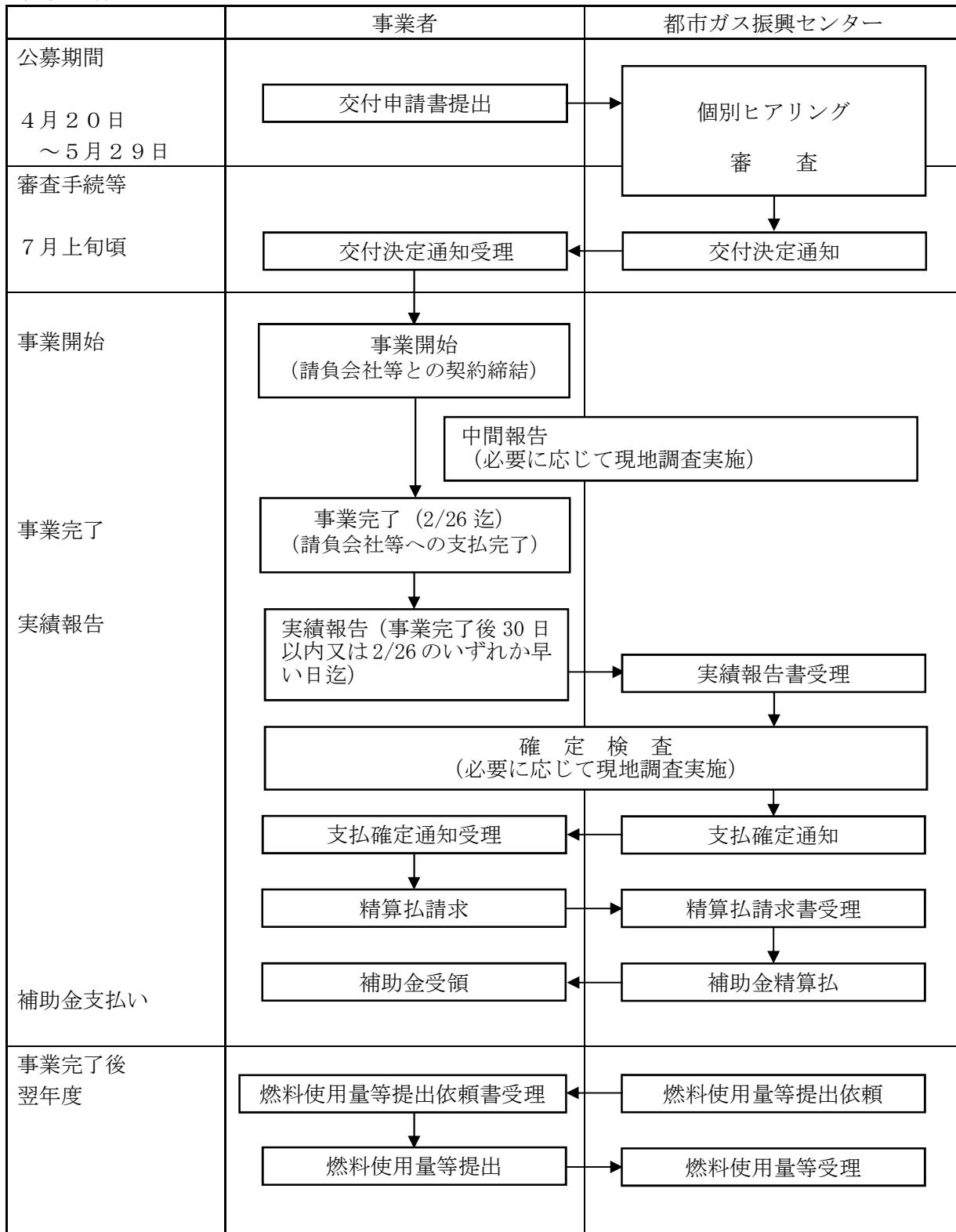
[月～金] 9：00～17：20（12：00～13：00を除く）

（祝祭日・5月1日・12月29日～1月4日を除く）

交付申請書についてはセンターホームページ [http://www.gasproc.or.jp./](http://www.gasproc.or.jp/) からダウンロードすることができます。

## 9. 申請から交付までの流れ

### (1) 全体フロー



## (2) 交付申請準備から事業完了までの期間に事業者が行う業務の詳細フロー

詳細フロー（例）	事業者が行う業務	必要書類
概算見積依頼	概算見積依頼書を作成し、見積依頼内容、範囲を明確にし、業者に見積を依頼。	見積依頼書
概算見積回答	依頼した業者から見積を受領。内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか確認	見積書（社印要）
交付申請	交付申請書を作成し、センターに提出※	交付申請書提出（見積回答日以降かつ公募期間内の日付）
交付決定	交付決定通知書受領	交付決定通知書（センターが発行）
実施見積依頼	実施見積依頼書を作成し、競争入札（又は3社以上の相見積）を行う※	見積依頼書
実施見積回答	見積依頼先から見積を受領。内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか確認	見積書（3社以上、社印要）
契約締結 (事業開始)	最も安価な見積業者と契約を締結	契約書（収入印紙要）、又は、注文書および注文請書（収入印紙要）
施工開始	工事の進捗状況を把握しながら、予定した期間内に工事が完了するよう工程管理を行う	
納品	施工完了後、納品書または完了届け等を受領、および、仕様通りの能力であることを確認・証明できる書類を受領	納品書又は完了届等
検収	契約通り施工（納品）が完了したか確認し、支障がなければ検収を行う	受領書又は検収書等（納品書以降の日付）
請求	請求書を受領。支払は金融機関からの振込となるよう経理部門に伝える	請求書（検収書以降の日付）
中間報告	必要に応じてセンターに中間報告を行う	実績報告書の途中段階のもの（申請者印不要）
支払完了 (事業完了)	施工業者等に費用を支払い、証明書を入手すること	金融機関発行の振込証明書

- 補助事業の遂行にあたっては、上記事業の流れを参考に、各段階において補助事業者自身が主体となって必要な作業を進めて下さい。（あくまで参考であり異なるケースもあります）
- 必要な書類を適切な時期に発行または入手し、日付の整合がとれているか確認をとりながら事業を進めて下さい。
- 必要書類の原本（原本を契約先に渡す場合はそのコピー）は、大切に保管しておいて下さい。  
実績報告時、必要書類のコピーを添付していただきます。また原本の確認をさせて頂きます。
- 売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（又は3社以上の相見積）により発注先を選定して下さい。
- 補助事業を構成する全ての工事等（補助対象経費であるか否かは関係ありません）の完了、検収と費用の支払いをもって補助事業の完了とします。

※発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札（又は3社以上の相見積）が著しく困難又は不適当である場合は、事由発生次第、センターに発注先選定理由書を提出願います。尚、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意下さい。

【個人情報の利用目的について】

本補助事業に伴い一般社団法人 都市ガス振興センターが事業者の方々から取得した個人情報は以下の目的に利用いたします。

- ・ 「令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金」に係る業務（ご連絡、資料送付、他の同類国庫補助金に対する重複申請の調査等）

なお、本補助事業に伴いご提供いただいた個人情報を上記の目的以外で利用することはありません。（但し、法令等により定められている場合を除きます）

10-1. 交付申請・実施計画  
・発注計画関係

(別紙①)

(様式第1-1)

受理番号(センターで記入)					

番号					
AABBCC_0001					
申請日(記入日)					
令和	2	年	月	日	

申請者の社内上申番号を  
記入する。(空欄可)

AABBCC\_0001

申請日(記入日)

令和

2

年

月

日

令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金  
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)  
交付申請書

募集期間内であることを確認。

一般社団法人  
都市ガス振興センター 御中

天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金、交付規程第7条第2項の規定に基づき、  
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請者が複数の場合  
下記の※参照。

1. 申請者

法人名	虎ノ門工業株式会社			印
代表者名	虎ノ門 一郎			 社印
役職	代表取締役社長			
住所	郵便番号	105 - 0004		
	東京都港区新橋3-7-XX			

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。

記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は  
補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

  
代表者印

本様式は全ての項目を記入すること。  
該当しない場合は、「なし」や「0(ゼロ)」と記入すること。

令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金  
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)  
実施計画書

1. 補助事業の実施計画

(1) 実施場所

住所	( 105 — 0004 ) 東京都港区新橋3-7-XX	都道府県から記入する。
最寄り駅	JR新橋駅	○○線、○○駅等を記入する。
施設の名称	虎ノ門工業株式会社 虎ノ門工場	○○株、○○工場等を記入する。
施設の所有者	虎ノ門工業株式会社	

※地図を添付し、施設の位置を明記すること。

(2) 補助事業の概要

従来方式と補助事業方式の燃料消費設備の種類と能力	
従来方式	蒸気ボイラ 1t/h(熱出力627kW) ×2缶 (合計 : 1,254kW)
補助事業方式	蒸気ボイラ 1t/h(熱出力627kW) ×2缶 (合計 : 1,254kW)
付帯設備の補助対象範囲	
撤去	A重油サービスタンク、A重油地下タンク(廃止・砂埋め)、A重油配管
更新	軟水装置、薬注装置、給水タンク、台数制御装置、給水配管、蒸気配管
新設	専用ガス計測装置、ガス配管
設備の用途	洗浄槽の加熱および空調用
支払い方法	
設備使用者の計画	金融機関振込・リース・賃貸・エネルギーサービス(含むESCO)・ 支払い委託(金融機関名称 : )
共同申請情報	××××リース株式会社(設備所有者) ▲▲▲▲株式会社(設備使用者)
その他特記事項	ガス管按分あり
中小企業優遇による申請	該当する · 該当しない
補助対象設備を設置する建物が「新築」	該当する · 該当しない

※ 共同申請にかかる相互の契約や役割分担が分かる資料を添付すること。

※ 該当条件は、設備の使用者が中小企業基本法に定める中小企業であること。

## 2. 補助事業の具体的な内容

### (1) 設備詳細

#### < a. 導入予定の自家発電設備 >

設備名称	燃料種	燃料消費量 (Nm <sup>3</sup> /h)	単位発熱量 (GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (低位基準)	燃料消費量 (MJ/h)	定格発電出力 (kW)	発電効率 (LHV %)	総合効率 (LHV %)	台数	停電 対応	導入 状況
		①	②	①×②=③	④	⑤=④÷③×3.6				

令和2年度は「社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」の対象となるため、本事業では対象外。

省エネ評価データ			省エネルギー率		
(従来→補助事業)	メーカー標準品	特機or改造		%	
定格仕様→定格仕様	①	⑤			
定格実測→定格仕様	②	⑥			
部分実測→部分想定	③	⑦			
想定仕様→定格仕様	④	⑧			
5 %以上の省エネ					

※ 効率は低位発熱量基準定格運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記載すること。

※ 「燃料消費量」および「定格発電出力」は設備の定格値を記載すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

#### < b. 冷温水機 >

従来方式					補助事業方式				
設備名称	燃料種別	燃料消費量 (単位)	定格熱出力 (kW)	台数	設備名称	燃料消費量 (Nm <sup>3</sup> /h)	定格熱出力 (kW)	COP	台数
吸収式冷温水機(冷房能力352kW未満)	A 重油	24.3 1/h	246	1	吸収式冷温水機(冷房能力352kW未満)	16.1	246	1.2	1

該当する設備・燃料種を選択。記載がない場合は直接記入。

高位発熱量(HHV)  
基準で入力。

換算シート(P.65別紙  
⑬)の数値を記入。

該当する設備を選択。記載がない場合は直接記入。

換算シート(P.65別紙  
⑬)の数値を記入。

省エネ評価データ		
(従来→補助事業)	メーカー標準品	特機or改造
定格仕様→定格仕様	①	⑤
定格実測→定格仕様	②	⑥
部分実測→部分想定	③	⑦
想定仕様→定格仕様	④	⑧

該当する内容に○をする。

省エネルギー率

計算シート③(P.64別紙  
⑫-3)の数値を記入。

10.0 % 定格・部分負荷)で算定

5 %以上の省エネ ・高効率設備の採用

申請で用いる方法の一方でマークする。

※ COPはメーカー仕様書の値、または冷房能力(kW)／冷房時燃料消費量(kW・高位発熱量基準)で求める値を記載すること。

※ 「燃料消費量」および「定格熱出力」は設備の定格値を記載すること。

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

※ 効率については、高位発熱量基準の値を記載すること。

※ 自家発電設備と組み合わされるジェネリンクは< a. 導入予定の自家発電設備 >に記入すること。

<c. GHP >

従来方式		高位発熱量(HHV) 基準で入力。				補助事業方式				停電対応機能付き の場合は選択。	
設備名称	燃料種別	燃料消費量 (Nm <sup>3</sup> /h)	定格出力 (kW)	台数	設備名称	燃料消費量 (Nm <sup>3</sup> /h)	定格出力 (kW)	発電 機能	停電 対応 機能	APFp	台数
定格	定格	定格	定格			定格	定格				
定格中間	定格中間					定格中間	定格中間				
ガスヒートポンプエアコン	都市ガス (45MJ)	2.36	28	12	ガスヒートポンプエアコン	3.63	56	×	×	1.97	6
						0.98	26.5				
		換算シート(P.65別紙 (13))の数値を記入。				換算シート(P.65別紙 (13))の数値を記入。					
省エネ評価データ		該当する内容に○をする。				省エネルギー率					
(従来→補助事業)		メーカー標準品	特機or改造			計算シート③(P.64別紙 (12-3))の数値を記入。					
定格仕様→定格仕様		①	⑤			3.0 % (定格 部分負荷)で算定					
定格実測→定格仕様		②	⑥			5%以上の省エネ ・高効率設備の採用					
部分実測→部分想定		③	⑦			申請で用いる方法 の一方にマークする。					
想定仕様→定格仕様		④	⑧								

- ※ 更新・改造後設備がGHP の場合は更新・改造前設備の仕様共、本表へ記載すること。
- ※ GHPの「燃料消費量」は冷房定格と冷房定格中間および中間冷房標準の燃料消費量を記入すること。
- ※ GHPの「定格出力」は冷房定格と冷房定格中間および中間冷房標準の能力値を記入すること。  
但し、「定格中間能力」及び「定格中間燃料消費量」の記載のない機種は、定格の値のみを記入する。  
また、暖房用ボイラからの更新・改造については、暖房の値を記入すること。
- ※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

<d. ボイラ>

従来方式		低位発熱量(LHV) 基準で入力。				補助事業方式			
設備名称	燃料種別	燃料消費量 (単位)	定格熱出力 (kW)	台数	設備名称	燃料消費量 (Nm <sup>3</sup> /h)	定格熱出力 (kW)	効率 (%)	台数
蒸気ボイラ(貢流 2.0t/h以上)	A重油	68.5 1/h	627	2	蒸気ボイラ(貢流 2.0t/h以上)	58.5	627	95	2
該当する設備・燃料種を選択。 記載がない場合は直接記入。		換算シート(P.65別紙 (13))の数値を記入。				換算シート(P.65別紙 (13))の数値を記入。			
省エネ評価データ		該当する内容に○をする。				省エネルギー率			
(従来→補助事業)		メーカー標準品	特機or改造			計算シート③(P.64別紙 (12-3))の数値を記入。			
定格仕様→定格仕様		①	⑤			5.3 % (定格 部分負荷)で算定			
定格実測→定格仕様		②	⑥			5%以上の省エネ ・高効率設備の採用			
部分実測→部分想定		③	⑦			申請で用いる方法 の一方にマークする。			
想定仕様→定格仕様		④	⑧						

- ※ ボイラ効率は低位発熱量基準定常運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記載すること。
- ※ 「燃料消費量」および「定格熱出力」は設備の定格値を記載すること。
- ※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。
- ※ 効率については、低位発熱量基準の値を記載すること。

<e. 工業炉等>

従来方式					補助事業方式							
設備名称	燃料種別	燃料消費量 (単位)	定格出力 (t/h)	台数	設備名称	燃料消費量 (Nm <sup>3</sup> /h)	定格出力 (t/h)	台数				
連続炉	A 重油	XXX 1/h	Y	1	連続炉	103.5	3	1				
換算シート(P.65別紙⑬)の数値を記入。					「定格出力」例 t/バッチ、t/h等							
該当する内容に○をする。					省エネ評価データ 計算シート③(P.64別紙⑫-3)の数値を記入。							
省エネ評価データ		省エネ率 Z % ( 定格(部分負荷)で算定 )										
(従来→補助事業)		メーカー標準品	特機or改造									
定格仕様→定格仕様		①	⑤									
定格実測→定格仕様		②	⑥									
部分実測→部分想定		③	⑦									
想定仕様→定格仕様		④	⑧									

- ※ 「燃料消費量」および「定格出力」は設備の定格値を記載すること。
- ※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。
- ※ 効率については、低位発熱量基準の値を記載すること。

<f. 廉房設備>

従来方式			補助事業方式			
設備名称	燃料種別	台数	設備名称	燃料消費量 (Nm <sup>3</sup> /h)	定格熱出力 (kW)	台数
ガスレンジ	都市ガス (45MJ)	2	ガスレンジ	4.3	48.8	2

- ※ 「燃料消費量」および「定格熱出力」は設備の定格値を記載すること。
- ※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

(2) 従来方式と補助事業方式の使用燃料について

<a. 従来方式使用燃料>

該当する項目にマークする。

燃料種別 (いずれかに○をつける)	1. 石炭 5. C重油 9. 液化天然ガス (LNG) 11. 都市ガス	2. コークス 6. 軽油 10. 天然ガス (LNGを除く) 12. その他	3. A重油 4. B重油 8. L.P.G
・9.液化天然ガス(LNG):LNG気化設備で供給 ・10.天然ガス:熱量調整無しで供給 ・11.都市ガス:熱量調整後に供給			実消費量、原油換算消費量、CO2排出量は小数点以下2桁目を四捨五入、小数点以下1桁目まで記入。
消費量実績 [k1/年] [t/年] [千Nm <sup>3</sup> /年] <sup>※1</sup>	実消費量	50.0	k1/年
	原油換算消費量	50.4	k1/年
C O 2 排出量		135.5	t-CO <sub>2</sub> /年
計算シート③で計算する。(P.64別紙⑫-3を参照) 炭素係数はP.47別紙⑧を参照。	1. C (%) 4. N (%) 6. その他 (%)	2. H (%) 5. S (%)	3. O (%)
成 分[w t%] <sup>※2</sup>			
比 重 <sup>※2</sup>			「成分」の記入は燃料種別が「その他」の場合のみ。成分・比重・発熱量等の値を証明する書類(燃料供給会社の成分表等)を添付。
高位発熱量 [GJ/k1] [GJ/t] [GJ/千Nm <sup>3</sup> ]		39.1	GJ/k1
低位発熱量 [GJ/k1] [GJ/t] [GJ/千Nm <sup>3</sup> ]		36.6	GJ/k1
炭素係数		0.0189	tC/GJ

※ 1 直近 1 カ年の消費量実績。使用量が特定できない場合は時間当たり設備燃料使用量等から推定し、その推定根拠を添付すること。適する単位を選択し、記入すること。

※ 2 実消費量換算に必要な場合、または、燃料種別が「その他」の場合に記入すること。

<b. 補助事業方式使用燃料>

原 料[vol%] <sup>※3</sup>	1. 天然ガス (%)	2. その他 (%)
	3. その他の内訳	計算シート③で計算する。(P.64別紙⑫-3を参照) 炭素係数はP.47別紙⑧を参照。
想定原油換算消費量 <sup>※4</sup>		123.4 k1/年
想定C O 2 排出量 <sup>※4</sup>		103.5 t-CO <sub>2</sub> /年
成 分[vol%] <sup>※3</sup>	1. CH <sub>4</sub> (%) 3. C <sub>3</sub> H <sub>8</sub> (%) 5. H <sub>2</sub> (%) 7. N <sub>2</sub> (%) 9. CO <sub>2</sub> (%)	2. C <sub>2</sub> H <sub>6</sub> (%) 4. C <sub>4</sub> H <sub>10</sub> (%) 6. O <sub>2</sub> (%) 8. CO (%) 10. その他 (%)
高位発熱量		45.0 GJ/千Nm <sup>3</sup>
低位発熱量		40.6 GJ/千Nm <sup>3</sup>
炭素係数		0.0136 tC/GJ

※ 3 燃料の供給事業者の高位発熱量が45MJ/Nm<sup>3</sup>あるいは46MJ/Nm<sup>3</sup>の場合は、記入不要。

※ 4 想定原油換算消費量、想定C O 2 排出量は必ず記入し、算出根拠を説明する資料を添付すること。

(3) 審査に係る事項

a. 省エネルギー・省CO<sub>2</sub>性と費用対効果

「高効率設備」で申請する場合のみ、「○」を選

	設備名称	高効率設備	導入効果
省エネルギー率 (HHV %)	ボイラ	<input checked="" type="checkbox"/>	5.3 % ≥ 5 %
		<input type="checkbox"/>	% ≥ 5 %
		<input type="checkbox"/>	% ≥ 5 %
CO <sub>2</sub> 排出削減量		・計算シート③(P.64別紙⑫-3) の数値を記入。 ・小数第一位まで記入すること。 (第二位を切り捨て)	39.7 ▲t-CO <sub>2</sub> /年
CO <sub>2</sub> 削減率			29.3 % ≥ 25 %
費用対効果			85.7 千円／▲t-CO <sub>2</sub>

※ 費用対効果は(補助金交付申請額(災害対策費を除く) / CO<sub>2</sub>排出削減量)を記入すること。

※ 実績報告時に上記数値を満たしていない場合、補助金が交付されません。

※ 厨房設備については、CO<sub>2</sub>排出削減量の評価から除外すること。

b. 災害時の強靭性

\*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

プルダウンから該当する項目を選択。

プルダウンから該当する項目を選択(2か所)。

評価項目	チェック	内容	
災害時の強靭性	(○)	①中圧ガス導管等でガス供給を受けてのこと	既
	(○)	中圧ガス導管	既
	(○)	天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第3条第2項(7)(ア)～(ウ)のいずれかの施設での災害時協定	物資提供 既
	( )	工業炉について、支援物資(最終製品)を製造するために必要となる設備であること	
	( )	厨房設備について、非常時に食事の提供が可能であること	
	( )	停電対応型設備であること	
	(○)	災害時に電力供給可能な設備であること	

「その他」を選択した場合、右欄に具体的な内容を記入。

協定が既締結か、見込みで申請するか  
プルダウンから該当する項目を選択。

※ 実績報告時にチェックした内容を満たしていない場合、補助金が交付されません。

※ 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金交付規程第3条第2項(7)(ア)～(ウ)のいずれかの施設

(ア) 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設、

国や地方自治体と協定を締結している(見込みも含む)帰宅困難者受入施設

(イ) 災害時に機能維持する必要性のある施設(救急指定病院・救命救急センター

・災害拠点病院・地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定または指定する医療施設、福祉避難所、地方自治体等の施設)

(ウ) 国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している

(見込みも含む)工場・事業場

※ 災害時に寄与できる設備は上記(ア)～(ウ)の施設において災害時に補助対象設備が

電力・空調・熱等の提供または物資提供の生産等に資することをいう。

(4) 事業実施工程表

- 別紙「発注計画書」の通り
- 補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日は最初の工事等の契約締結予定日、  
完了予定日は最終の支払完了予定日を記入する。

当年度	開始予定日 令和 完了予定日 令和	2 3	年 年	9 1	月 月	1 29	日 日
事業全体	開始予定日 令和 完了予定日 令和	-	年 年	-	月 月	-	日 日

複数年の場合は2年分記入。

## 3. 補助事業担当窓口

## (1) 申請者

担当者

法人名	虎ノ門工業株式会社			担当者印	
部署名	関東工業 工務部				
(フリガナ)	トラノモン ジロウ			<p style="color: red; border: 1px solid red; padding: 5px;">申請者が複数の場合は、補助対象設備を所有する予定の申請者を筆頭に記入し、続いて使用者を記入する。その他の書類についても連名で記載する場合は、この順番で記入する。</p>	
実施責任者名	虎ノ門 二郎				
役 職	主任				
住 所	( 105 - 0001 ) 東京都港区西新橋 1-1-XX				
電話番号	03 - 3502 - 559X	FAX番号	03 - 3502 - 582X	E-mailアドレス	jiro@toranomon-gas.co.jp

※申請者が複数の場合、全ての申請者の担当者連絡先について記入のうえ押印すること。

## (2) 補助事業後の都市ガス供給事業者

法人名	虎ノ門ガス株式会社		
部署名	産業営業部		
(フリガナ)	トラノモン サブロウ		
担当者名	虎ノ門 三郎		
役 職	課長		
住 所	( 105 - 0003 ) 東京都港区虎ノ門 1-2-X		
電話番号	03 - 1234 - 567X	FAX番号	03 - 1234 - 890X
E-mailアドレス	saburo@toranomon-gas.co.jp		

## (3) 補助事業後の都市ガス導管事業者

法人名	虎ノ門ガス株式会社			<p style="color: red; border: 1px solid red; padding: 5px;">ガス会社の担当者が小売り部門と導管部門で担当窓口 が同じ場合には「同上」で可。</p>
部署名	導管営業部			
(フリガナ)	トラノモン サブロウ			
担当者名	虎ノ門 四郎			
役 職	課長			
住 所	( 105 - 0003 ) 東京都港区虎ノ門 1-2-X			
電話番号	03 - 1234 - 567X	FAX番号	03 - 1234 - 890X	
E-mailアドレス	shiro@toranomon-gas.co.jp			

4. 補助対象経費の算出根拠  
別紙「申請金額整理表」の通り。

消費税等は補助対象外のため、税抜きで記入。  
空欄にせず、0円の場合は「0」を記入。

当該年度の金額を記入。

補助事業に要する経費、補助対象経費及び~~補助金の配分額~~

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	300,000 円	300,000 円	1/3	100,000 円
II. 既存設備撤去費	700,000 円	600,000 円	1/3	200,000 円
III. 新規設備機器費	6,000,000 円	6,000,000 円	1/3	2,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	2,000,000 円	1,500,000 円	1/3	500,000 円
V. 敷地内ガス管敷設費	2,500,000 円	1,800,000 円	1/3	600,000 円
合計	11,500,000 円	10,200,000 円		3,400,000 円
(内) 災害対策費	0 円	0 円	1/3	0 円

※「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。  
なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

※「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切り捨て）をいいます。

※申請者が複数の場合、合計金額を記入してください。

※「災害対策費」とは自家発電設備等の停電対応に係る経費をいいます。

補助事業に要する経費のうち、補助対象外の経費を除外した金額(当該年度分)を記入する。  
見積書は対象範囲・対象外範囲の内訳や対象年度が分かるものとし、経費の区分等が分かりにくい場合は注釈をつける。

「補助対象経費」×  
「補助率」の金額を記入。但し、1円未満は切り捨てとする。

## 5. 補助事業者の概要

法人名	虎ノ門工業株式会社			
代表者名	虎ノ門 一郎			
役職	代表取締役 社長			
住所	( 105 - 0001 ) 東京都港区西新橋 1 - 1 - XX			
電話番号	03 - 6435 769X	FAX番号	03 - 5473 - 155X	
業種	化学工業	：	製造業その他	
資本金※	20,000,000 円	従業員数	40	人
決算情報※	前年度	売上高 123,456,789 円	経常利益 123,456,789 円	
補助対象設備に対する申請者の役割	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> エネルギーサービス事業者 (補助対象設備を使用し電力や熱を販売する) <input type="checkbox"/> その他			

※各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入すること。

## 6. 資金調達計画（補助事業に要する経費）

借入金がない場合は、「0」を記入する。

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	3,400,000 円	8,100,000 円	0 円	11,500,000 円

※複数年度事業の場合、事業全体の金額を記入すること。

※金額に消費税等は含まないこと。

※申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること。

## 7. 確認事項

該当する項目にすべてチェック(括弧に○を記入する。)

\*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

<input type="checkbox"/>	他の補助金との重複（予定含む）	<input type="checkbox"/>	申請する設備が他の補助金と重複する場合には○を記入し、補助金名称を記入する。
<input type="checkbox"/>	該当する場合、補助金名称：		

※補助対象経費に、国からの補助金等（補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。）。

※本補助金で申請したCO<sub>2</sub>排出削減量は、他の補助金に重複して申請できません。

(別紙③-1)  
令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金 申請金額整理表

全体計画

見積件名	見積会社	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
蒸気ボイラ更新工事	A社	9,000,000 円	8,400,000 円	1/3	2,800,000 円
ガス配管新設工事	B社	2,500,000 円	1,800,000 円	1/3	600,000 円
		0 円	0 円	1/3	0 円
		0 円	0 円	1/3	0 円
		0 円	0 円	1/3	0 円
合 計		11,500,000 円	10,200,000 円		3,400,000 円

当年度

見積件名	見積会社	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
蒸気ボイラ更新工事	A社	9,000,000 円	8,400,000 円	1/3	2,800,000 円
ガス配管新設工事	B社	2,500,000 円	1,800,000 円	1/3	600,000 円
				1/3	円
				1/3	円
				1/3	円
合 計		11,500,000 円	10,200,000 円		3,400,000 円

単年度申請の場合はすべて空欄にする

他年度（ 年度）

見積件名	見積会社	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
蒸気ボイラ更新工事	A社	円	円	1/3	円
ガス配管新設工事	B社	円	円	1/3	円
		円	円	1/3	円
		円	円	1/3	円
		円	円	1/3	円
合 計		円	円		円

申請者が複数の場合、または複数年度申請の場合に作成する。

記入例

## 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について

○○○株式会社  
全体計画

※「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。  
但し、1円未満は切り捨てとする。

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	300,000 円	300,000 円	1/3	100,000 円
II. 既存設備撤去費	700,000 円	600,000 円	1/3	200,000 円
III. 新規設備機器費	12,000,000 円	12,000,000 円	1/3	4,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	4,000,000 円	3,000,000 円	1/3	1,000,000 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	1/3	0 円
合計	17,000,000 円	15,900,000 円		5,300,000 円
(内) 災害対策費	0 円	0 円	1/3	0 円

当年度

災害対策に要する費用について、  
全項目の合計を記入。

災害対策に対する補助金交付申請額を記入。

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	300,000 円	300,000 円	1/3	100,000 円
II. 既存設備撤去費	700,000 円	600,000 円	1/3	200,000 円
III. 新規設備機器費	6,000,000 円	6,000,000 円	1/3	2,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	2,000,000 円	1,500,000 円	1/3	500,000 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	1/3	0 円
合計	9,000,000 円	8,400,000 円		2,800,000 円
(内) 災害対策費	0 円	0 円		0 円

他年度( 年度)

「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。合計の各区分の経費の金額に合うように申請者間で1円単位の切捨て切上げは調整する。

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	0 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	0 円	0 円	1/3	0 円
III. 新規設備機器費	6,000,000 円	6,000,000 円	1/3	2,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	2,000,000 円	1,500,000 円	1/3	500,000 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	1/3	0 円
合計	8,000,000 円	7,500,000 円		2,500,000 円
(内) 災害対策費	0 円	0 円	1/3	0 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 申請者が複数の場合、申請者ごとに作成し、合表も作成すること。

## 申請者別の資金調達計画について

申請者が複数の場合、下記を参考に記入。

## ○○○○株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	2,800,000 円	6,200,000 円	0 円	9,000,000 円

## △△△△株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	600,000 円	1,900,000 円	0 円	2,500,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 複数年度事業の場合は、年度毎及び事業全体の金額の表を作成すること。

## 令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金

## 発注計画書

見積依頼書の件名を記入すること。

補助事業に要する経費を構成するすべての発注について、件名(契約)ごとに本紙を作成すること。

件名 : ×××新設工事

No	年月日	発注計画
1	令和〇年〇月〇日	概算見積依頼 (〇〇(株)) 見積金額は税別価格とすること。
2	令和〇年〇月〇日	概算見積回答 (〇〇(株)) : 〇〇, 〇〇〇円 (税別)
3	令和〇年〇月〇日	交付申請 交付申請以降は、予定を記入すること。
4	令和〇年〇月〇日	実施見積依頼 (〇〇(株)、(株)△△、□□(株))
5	令和〇年〇月〇日	実施見積回答 (〇〇(株)、(株)△△、□□(株))
6	令和〇年〇月〇日	契約締結 契約締結は、交付決定日(7月上旬予定)以降であること。
7	令和〇年〇月〇日	中間報告 令和2年12月末までに実績報告が完了しない場合は、中間報告を行うこと。
8	令和〇年〇月〇日	納品
9	令和〇年〇月〇日	検収
10	令和〇年〇月〇日	請求
11	令和〇年〇月〇日	支払い完了
12	令和〇年〇月〇日	実績報告
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

## 令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金

## 発注計画書

見積依頼書の件名を記入すること。

補助事業に要する経費を構成するすべての発注について、件名ごとに本紙を作成すること。

件名 : △△△△新設工事

No	年月日	発注計画
1	令和〇年〇月〇日	概算見積依頼 (〇〇(株)) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">見積金額は税別価格とすること。</span>
2	令和〇年〇月〇日	概算見積回答 (〇〇(株)) : 〇〇, 〇〇〇円税別
3	令和〇年〇月〇日	交付申請 (1年目) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">1年目の交付申請以降は、予定を記入すること。</span>
4	令和〇年〇月〇日	実施見積依頼 (〇〇(株))、(株)△△、□□(株))
5	令和〇年〇月〇日	実施見積回答 (〇〇(株))、(株)△△、□□(株))
6	令和〇年〇月〇日	契約締結 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">契約締結は、交付決定日(7月上旬予定)以降であること。</span>
7	令和〇年〇月〇日	納品
8	令和〇年〇月〇日	検収
9	令和〇年〇月〇日	中間報告 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">令和2年12月末までに1年目の実績報告が完了しない場合は、中間報告を行うこと。(2年目も同様)</span>
10	令和〇年〇月〇日	請求
11	令和〇年〇月〇日	支払い完了 (〇〇(株)) : 〇〇, 〇〇〇円税込
12	令和〇年〇月〇日	実績報告 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">見積会社が決定している場合のみ、記入すること。</span>
13	令和〇年〇月〇日	交付申請 (2年目)
14	令和〇年〇月〇日	概算見積依頼 (〇〇(株)) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">金額は税別価格とすること。</span>
15	令和〇年〇月〇日	概算見積回答 (〇〇(株)) : 〇〇, 〇〇〇円税別
16	令和〇年〇月〇日	実施見積依頼 (〇〇(株))、(株)△△、□□(株))
17	令和〇年〇月〇日	実施見積回答 (〇〇(株))、(株)△△、□□(株))
18	令和〇年〇月〇日	契約締結
19	令和〇年〇月〇日	納品
20	令和〇年〇月〇日	中間報告
21	令和〇年〇月〇日	検収
22	令和〇年〇月〇日	請求
23	令和〇年〇月〇日	支払い完了
24	令和〇年〇月〇日	実績報告

## 日本標準産業分類(平成25年10月改定)

分類	業種	業種分類
<b>農業、林業</b>		
A01	農業	製造業その他
A02	林業	製造業その他
<b>漁業</b>		
B03	漁業(水産養殖業を除く)	製造業その他
B04	水産養殖業	製造業その他
<b>鉱業、採石業、砂利採取業</b>		
C05	鉱業、採石業、砂利採取業	製造業その他
<b>建設業</b>		
D06	総合工事業	製造業その他
D07	職別工事業(設備工事業を除く)	製造業その他
D08	設備工事業	製造業その他
<b>製造業</b>		
E09	食料品製造業	製造業その他
E10	飲料・たばこ・飼料製造業	製造業その他
E11	繊維工業	製造業その他
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	製造業その他
E13	家具・装備品製造業	製造業その他
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	製造業その他
E15	印刷・同関連業	製造業その他
E16	化学工業	製造業その他
E17	石油製品・石炭製品製造業	製造業その他
E18	プラスチック製品製造業	製造業その他
E19	ゴム製品製造業	製造業その他
E20	なめし革・同製品・毛皮製造業	製造業その他
E21	窯業・土石製品製造業	製造業その他
E22	鉄鋼業	製造業その他
E23	非鉄金属製造業	製造業その他
E24	金属製品製造業	製造業その他
E25	はん用機械器具製造業	製造業その他
E26	生産用機械器具製造業	製造業その他
E27	業務用機械器具製造業	製造業その他
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	製造業その他
E29	電気機械器具製造業	製造業その他
E30	情報通信機械器具製造業	製造業その他
E31	輸送用機械器具製造業	製造業その他
E32	その他の製造業	製造業その他
<b>電気・ガス・熱供給・水道業</b>		
F33	電気業	製造業その他
F34	ガス業	製造業その他
F35	熱供給業	製造業その他
F36	水道業	製造業その他

<b>情報通信業</b>		
G37	通信業	製造業その他
G38	放送業	サービス業
G39	情報サービス業	サービス業
G40	インターネット付随サービス業 (映像・音声・文字情報制作業)	製造業その他
G410	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
G411	映像情報制作・配給業	サービス業
G412	音声情報制作業	サービス業
G413	新聞業	製造業その他
G414	出版業	製造業その他
G415	広告制作業	サービス業
G416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	サービス業
<b>運輸業、郵便業</b>		
H42	鉄道業	製造業その他
H43	道路旅客運送業	製造業その他
H44	道路貨物運送業	製造業その他
H45	水運業	製造業その他
H46	航空運輸業	製造業その他
H47	倉庫業	製造業その他
H48	運輸に付随するサービス業	製造業その他
H49	郵便業(信書便事業を含む)	製造業その他
<b>卸売業、小売業</b>		
I50	各種商品卸売業	卸売業
I51	織維・衣服等卸売業	卸売業
I52	飲食料品卸売業	卸売業
I53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	卸売業
I54	機械器具卸売業	卸売業
I55	その他の卸売業	卸売業
I56	各種商品小売業	小売業
I57	織物・衣服・身の回り品小売業	小売業
I58	飲食料品小売業	小売業
I59	機械器具小売業	小売業
I60	その他の小売業	小売業
I61	無店舗小売業	小売業
<b>金融業、保険業</b>		
J62	銀行業	製造業その他
J63	協同組織金融業	製造業その他
J64	貸金業、クレジットカード業等非貯金信用機関	製造業その他
J65	金融商品取引業、商品先物取引業	製造業その他
J66	補助的金融業等	製造業その他
J67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	製造業その他
<b>不動産業、物品賃貸業</b>		
K68	不動産取引業	製造業その他
(不動産賃貸業・管理業)		
K690	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
K691	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)	製造業その他
K692	貸家業、貸間業	製造業その他
K693	駐車場業	サービス業
K694	不動産管理業	製造業その他
K70	物品賃貸業	サービス業

<b>学術研究、専門・技術サービス業</b>		
L71	学術・開発研究機関	サービス業
L72	専門サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
L73	広告業	サービス業
L74	技術サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
<b>宿泊業、飲食サービス業</b>		
M75	宿泊業	サービス業
M76	飲食店	小売業
M77	持ち帰り・配達飲食サービス業	小売業
<b>生活関連サービス業、娯楽業</b>		
N78	洗濯・理容・美容・浴場業	サービス業
(他の生活関連サービス業)		
N790	管理、補助的経済活動を行う事業所	サービス業
N791	旅行業	製造業その他
N792	家事サービス業	サービス業
N793	衣服裁縫修理業	サービス業
N794	物品預り業	サービス業
N795	火葬・墓地管理業	サービス業
N796	冠婚葬祭業	サービス業
N799	他に分類されない生活関連サービス業	サービス業
N80	娯楽業	サービス業
<b>教育、学習支援業</b>		
O81	学校教育	サービス業
O82	他の教育、学習支援業	サービス業
<b>医療、福祉</b>		
P83	医療業 ※1	サービス業
P84	保健衛生	サービス業
P85	社会保険・社会福祉・介護事業	サービス業
<b>複合サービス業</b>		
Q86	郵便局	サービス業
Q87	協同組合(他に分類されないもの)	サービス業
<b>サービス業(他に分類されないもの)</b>		
R88	廃棄物処理業	サービス業
R89	自動車整備業	サービス業
R90	機械等修理業	サービス業
R91	職業紹介・労働者派遣業	サービス業
R92	他の事業サービス業	サービス業
R93	政治・経済・文化団体	サービス業
R94	宗教	サービス業
R95	他のサービス業	サービス業
R96	外国公務	サービス業
<b>公務(他に分類されるものを除く)</b>		
S97	国家公務	製造業その他
S98	地方公務	製造業その他
<b>分類不能の産業</b>		
T99	分類不能の産業	製造業その他

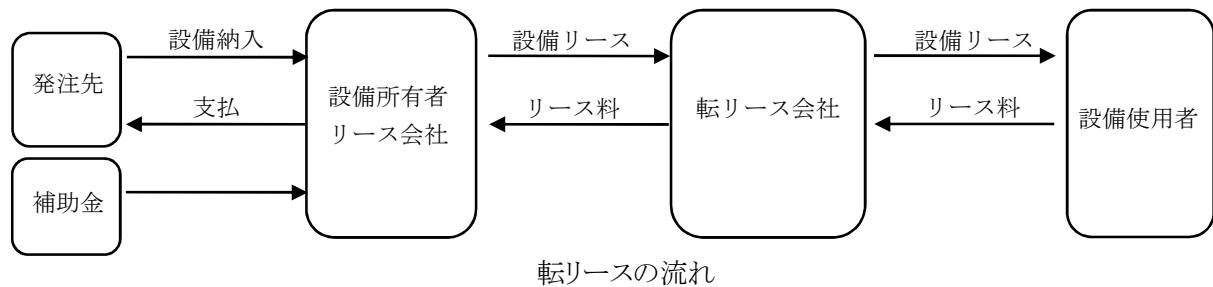
※1 医療法人は、中小企業ではありません

## 共同申請となりうる各種契約の取扱い

### 1. 転リース

#### (1) 転リースとは

転リースとは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引を指します。



#### (2) 転リースを利用した事業の扱い

①転リース会社が補助事業に必要な一定の役割(※)を担う必要があります。単にリース会社から設備使用者の間に入ってリースするだけのものは認められません。

※ 操業管理・メンテナンス・電気や熱の販売等

②リース会社・転リース会社・設備使用者の3者共同申請とする必要があります。

③各リースの契約において、設備を財産処分期間使用できる契約とする必要があります。

④実施計画書(様式第2-1)に3者の関係と役割分担を添付して下さい。

⑤交付申請書および実績報告書に以下の書類を添付して下さい。

- ・リース会社と転リース会社、転リース会社と設備使用者、各リース契約書の写し
- ・各リース契約金額に関する料金計算書(補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)

※交付申請書に添付する資料は案で可

⑥事業の完了は、設備所有者(リース会社)が発注者へ経費の支払いを行った日とします。

### 2. リースバック

#### (1) リースバックとは

使用者が事業用資産を売却し、それをそのまま使用しながら買い主(設備所有者=リース会社)に使用料を支払う方式を指します。

#### (2) リースバックの流れ

①設備使用者が発注先から設備等を購入し支払います。

②設備使用者は、リース会社に設備を売却します。

③リース会社は設備使用者に対し、購入した設備をリースします。

#### (3) リースバックを利用した事業の扱い

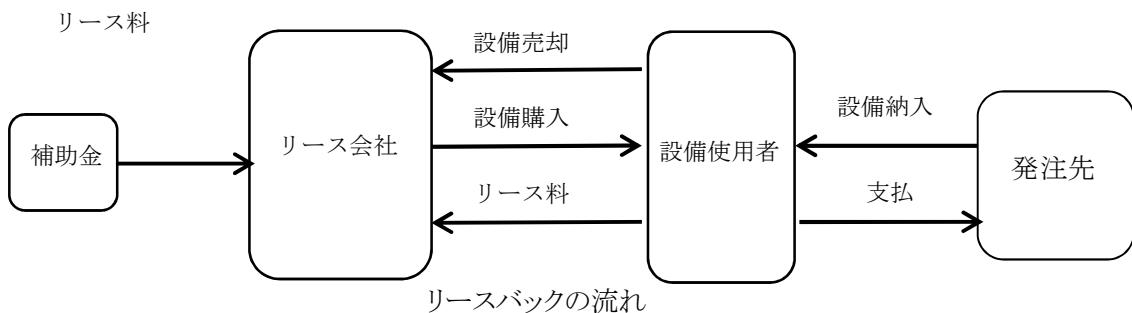
①リースバックを利用する場合は、事前にセンターに内容を説明し、事業形態について了解を得る必要があります。

②補助金は、共同申請者のうちリース会社(設備の所有者)に支払われます。

- ③設備使用者がリース会社に支払う代金に補助金分が除外されており、かつ申請者間の転売で発生する手数料等は補助対象経費から除外されている必要があります。
- ④実施計画書(様式第2-1)に3者の関係と役割分担を添付して下さい。
- ⑤事業の完了は、事業者間の売買（所有権の移動）がなされた日とします。
- ⑥実績報告書には、以下の間で取り交わされた契約書（注文書、注文請書）、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

リース会社 ⇄ 設備使用者

設備使用者 ⇄ 発注先



## 10-2. 計算シート作成にあたっての 考え方

単位発熱量と炭素係数について

## 1. 燃料種毎の単位発熱量と炭素係数

燃料種	単位発熱量※ (低位)	単位発熱量※ (高位)	単位	炭素係数 (tC/GJ)
一般炭	24.4	25.7	GJ/t	0.0247
コークス	27.9	29.4	GJ/t	0.0294
灯油	34.2	36.7	GJ/kl	0.0185
軽油	35.1	37.7	GJ/kl	0.0187
A 重油	36.6	39.1	GJ/kl	0.0189
B 重油	39.4	41.9	GJ/kl	0.0195
C 重油	39.4	41.9	GJ/kl	0.0195
LPG	45.8	50.8	GJ/t	0.0161
液化天然ガス(LNG)	49.2	54.6	GJ/t	0.0135
天然ガス(LNG を除く)	39.2	43.5	GJ/千Nm <sup>3</sup>	0.0139
都市ガス (45MJ/Nm <sup>3</sup> )	40.6	45.0	GJ/千Nm <sup>3</sup>	0.0136
都市ガス (46MJ/Nm <sup>3</sup> )	41.5	46.0	GJ/千Nm <sup>3</sup>	0.0136

(出典：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令)

※CO<sub>2</sub>排出量の算出には、炭素係数 (tC/GJ) に 44/12 を乗じて得た数を用いること。

※上の表にない燃料種においては実使用燃料の発熱量値を用いることとし、その場合は、燃料供給会社の発熱量を記載した証明書を添付すること

※従来方式の CO<sub>2</sub>排出係数として、「他人から供給された熱の CO<sub>2</sub>排出係数」を用いてもよい。<他人から供給された熱の CO<sub>2</sub>排出係数>温水、冷水、産業用以外の蒸気の CO<sub>2</sub>排出係数 0.057tCO<sub>2</sub>/GJ産業用蒸気の CO<sub>2</sub>排出係数 0.060tCO<sub>2</sub>/GJ

(出典：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令)

2. 自家発電設備により削減される電力の CO<sub>2</sub>排出係数電力の CO<sub>2</sub>排出係数には、以下の数値を用いること。0.65kgCO<sub>2</sub>/kWh (出典：地球温暖化対策計画)

高効率設備の基準について

## 1. 考え方

補助事業の要件のひとつに「対象設備が、新設、更新又は改造前より5%以上の省エネルギーが図られること、または高効率設備の基準に該当すること。」との項目があります。下表は4月14日に開催された、学識経験者、有識者による審査委員会にて「高効率設備の基準」につき、決定されたものです。

令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金  
(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備)で要件に該当する高効率設備の基準

大分類	中分類	小分類	基準	備考
ボイラ	蒸気ボイラ	炉筒煙管ボイラ	ボイラ効率 93%以上	効率はメーカ仕様書による。 低位発熱量基準 定格運転時 (定常定格燃焼時)
		水管ボイラ	ボイラ効率 95%以上	
		貫流ボイラ 換算蒸発量 0.5t/h 未満	ボイラ効率 92%以上	
		貫流ボイラ 換算蒸発量 0.5t/h 以上 2.0t/h 未満	ボイラ効率 97%以上	
		貫流ボイラ 換算蒸発量 2.0t/h 以上	ボイラ効率 98%以上	
	温水ボイラ		ボイラ効率 92%以上	効率はメーカ仕様書による。 低位発熱量基準 定格運転時 (定常定格燃焼時)
	熱媒ボイラ		ボイラ効率 83%以上	効率はメーカ仕様書による。 低位発熱量基準 定格運転時 (定常定格燃焼時)

大分類	中分類	基準	備考
空調	ガスエンジンヒートポンプエアコン	期間成績係数(APFp) 1.93以上	APFp:JIS B 8627:2015に基づく値であつて、メーカ仕様書による
	吸収式冷温水機(冷房能力) 352kW未満	冷房成績係数(COP) 1.20以上 [高位発熱量基準] (1.35 JIS基準)	COP: メーカ仕様書の値又は、冷房能力(kW)/冷房時燃料消費量(kW)で求める値、高位発熱量基準
	吸収式冷温水機(冷房能力) 352kW以上	冷房成績係数(COP) 1.35以上 [高位発熱量基準] (1.45 JIS基準)	COP: メーカ仕様書の値又は、冷房能力(kW)/冷房時燃料消費量(kW)で求める値、高位発熱量基準

APFp (primary annual performance factor)

#### ※ 高効率設備について

高効率設備の判定は、**補助事業方式の設備で判断**します。

また、高効率設備に該当する設備を導入する場合であっても、効率は**従来方式設備に比べ下回らないこと**が必要です。機器仕様書又は計算シート①（省エネルギー率計算用）により判定を行って下さい。（P.62 別紙⑪-1）

#### ※ 対象設備群について（自家発電設備以外）

出力の負荷対象が、同一の対象物又は同一の空間である設備（**従来方式で判断**）については、1基であるか複数基であるかを問わず定格出力の合計値となるものを1つの群として判断する。

パターンI 出力媒体が、同一の配管・ヘッダー・ダクト等を経由するもの

- ・例① 同一のヘッダーに蒸気配管を接続している複数台の蒸気ボイラ
- ・例② 同一の冷媒配管を通して室内機につながっているガスエンジンヒートポンプエアコン

パターンII 一連の作業工程上の加熱・冷却等であるもの

- ・例① 一連の搬送設備上で対象物を処理する複数台の加熱炉

パターンIII 同一の空間を加熱・冷却等するもの

- ・例① 同一の外壁で囲まれた1棟の建物内部を冷房するために設置した複数台の空調機

## 省エネルギー性の評価について

### 1. 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

#### (1) 基本の考え方

A : 従来方式における年間の1次エネルギー消費量

B : 補助事業方式における年間の1次エネルギー消費量

A - B : 省エネルギー量（従来方式と比較した場合の年間の1次エネルギー削減量）

省エネルギー率とは、 $\{(A - B)/A\} \times 100$ をいいます。

#### (2) 従来方式の考え方

【事例 1】同容量の燃料転換（油→都市ガス）でボイラを更新する場合、

従来方式の燃料は補助事業以前の燃料種（油）を適用し計算する

【事例 2】従来で都市ガスを引込んでおらず、油のみ使用している状況で、都市ガスのボイラを導入し、かつ容量を増やす場合、

(ii) については、従来方式の燃料は補助事業以前の燃料種（油）を適用し計算する

(iii) については、増設扱いではあるものの従来方式の燃料は補助事業以前の燃料種（油）を適用し計算する

【事例 3】従来で油と都市ガスの両方が使用できる状況で、都市ガスのボイラを導入し、かつ容量を増やす場合、

(iv) については、従来方式の燃料は補助事業以前の燃料種（油）を適用し計算する

(v) については、増設扱いで従来方式の燃料は補助事業以前の燃料種（都市ガス）を適用し計算する

【事例 4】コージェネレーションを新設または更新する場合

新設でも既設コージェネの更新でもコージェネがない状況と導入後を比較し計算する。

代表的な事例

【事例 1】燃転更新（同容量）

ボイラ 燃転更新 (同容量)	従来方式	補助事業方式
1次エネルギー消費量	A(GJ)	B(GJ)
(i) 燃転更新の場合：計算上、従来方式の燃料は補助事業以前の燃料種（油）を適用		

【事例 2】燃転更新+燃転増設

「更新前燃料種が油のみの場合、増設分は計算上は燃転更新扱い」

ボイラ 燃転更新 + 燃転増設	従来方式	補助事業方式
1次エネルギー消費量	A(GJ)+B(GJ)	C(GJ)
(ii) 燃転更新の場合：計算上、従来方式の燃料は補助事業以前の燃料種（油）を適用 (iii) 燃転増設の場合：計算上、従来方式の燃料は補助事業以前の燃料種（油）を適用		

### 【事例 3】燃転更新+同燃料更新

「更新前燃料種が油と都市ガス混在の場合、同燃料更新分は計算上新設扱い」

	従来方式	補助事業方式
ボイラ 燃転更新 + 同燃料更 新	<pre> graph TD     A[A(GJ)] --&gt; C[C(GJ)]     B[B(GJ)] --&gt; C     C --&gt; C_GJ[C(GJ)]     </pre>	<pre> graph TD     C_GJ[C(GJ)] --&gt; C_GJ_G[Gas Boiler 1t]     C_GJ --&gt; C_GJ_O[Gas Boiler 2t]     C_GJ_G --&gt; C_GJ     C_GJ_O --&gt; C_GJ     </pre>
1次エネルギー消費量	$A(GJ)+B(GJ)$	$C(GJ)$
(iv) 燃転更新の場合：計算上、従来方式の燃料は補助事業以前の燃料種（油）を適用		
(v) 同燃料更新の場合＝新設扱い：計算上、従来方式の燃料は補助事業以前の燃料種（ガス）を適用		

### 【事例 4】コーチェネレーション新設

	従来方式	補助事業方式
コーチェ ネレーシ ョン (新設)		
1次エネルギー消費量	$A(GJ)+C(GJ)$	$B(GJ)+X(GJ)$
A(GJ)、C(GJ)をもとに電力・熱負荷を想定し、コーチェネの稼働想定を行う		

#### (3) 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

- A : 補助事業設備を稼働させなかった場合の補助事業に係るシステムの年間1次エネルギー消費量
- B : 補助事業設備を稼働させた場合の補助事業に係るシステムの1次エネルギー消費量
- $A - B$  : 省エネルギー量（補助事業設備を稼働させることによる導入対象エネルギーシステムの年間1次エネルギー削減量）

\*省エネルギー量の試算に際しては、充分な裕度を見込んで下さい。

#### (4) 従来方式の効率特例

従来方式の効率の算定として、省エネ法施行規則第4条第2項に定める「他人から供給された熱」の換算係数を使用することを可とします。その場合、以下の換算係数を使用します。

温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ

産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ

熱の発生量に、上記の数値をかけたものが一次エネルギー消費量となります。

#### (5) 電力の一次エネルギー換算、原油換算の扱い

・原則として、省エネ法施行規則第4条により以下の数値を使用します。

昼間（8～22時） 9,970kJ/kWh、夜間（22～8時） 9,280kJ/kWh

上記以外の電力 9,760kJ/kWh (0.252kL/MWh)

- 電力の一次換算は、省エネ法施行規則第17条に定める定期報告書における電気需要平準化評価単位を使用できます。すなわち、電気需要平準化時間帯（7～9月及び12～3月の8～22時）において、電力削減量を1.3倍して省エネルギー量を計算するものです。電力をこの時間帯で取りまとめることができない場合は、電力の換算係数は一律に9,760kJ/kWhとします。

※参考： 単位の換算について

$$1\text{kW} = 3,600\text{kJ/h} = 3.6\text{MJ/h} = 860\text{kcal/h}$$

換算蒸気 1kg (100°Cの飽和水を 100°Cの乾き飽和蒸気に蒸発させる熱量)

$$= 2,257\text{kJ} = 0.627\text{kWh}$$

## 2. 設備更新前後の設備性能評価方法について

### (1) 補助事業にて設置する機器の違い

#### 【補助事業にてメーカー標準品を設置する場合】

	評価するもの		省エネルギー性の計算根拠
	従来方式	補助事業方式 <sup>※1</sup>	
方法①	仕様値 <sup>※2</sup>	仕様値 <sup>※2</sup>	補助事業前後の設備仕様値(定格)
方法②	実測データ (定格ベース)	仕様値 <sup>※2</sup>	従来方式の設備実測データ(定格)、および、補助事業方式の設備仕様値(定格)
方法③	実測データ (部分負荷ベース)	想定仕様値 <sup>※3</sup> (部分負荷ベース)	従来方式の設備実測データ、および、補助事業方式の想定仕様値(同一負荷、同一条件であることが必要)。ただし、実測データにおいて、同等部分負荷時の仕様値(新品同型機のメーカー実測データ、メーカー発行の保証書の添付が必要)がある場合、これを用いることを可能とする。
方法④	想定仕様値	仕様値 <sup>※3</sup>	従来方式の想定仕様値(同一負荷、同一条件であることが必要)、補助事業方式の設備仕様値(定格)。

【補助事業にて特注品を設置する場合、または、設備改造を行う場合】

	評価するもの		省エネルギー性の計算根拠
	従来方式	補助事業方式※1	
方法⑤	仕様値※2	仕様値※4	補助事業前後の設備仕様値(定格)
方法⑥	実測データ (定格ベース)	仕様値※4	従来方式の設備実測データ(定格)、および、補助事業方式の設備仕様値(定格)
方法⑦	実測データ (部分負荷ベース)	想定仕様値※3※4 (部分負荷ベース)	従来方式の設備実測データ、および、補助事業方式の想定仕様値(同一負荷、同一条件であることが必要)
方法⑧	想定仕様値	仕様値※4	従来方式の想定仕様値(同一負荷、同一条件であることが必要)、補助事業方式の設備仕様値(定格)。

※1 補助事業にて設置する設備は、費用対効果等の申請書記載の数値、および、申請書記載の機能・能力・効率等を遵守した設備を採用すること。

※2 仕様値は仕様書による値の他、カタログに記載の値を用いることも可能とする。

※3 燃料使用量データ報告時には、必ず実測データが必要です。再現できる妥当な数値を設定すること。

※4 実績報告時には必ず実測データが必要です。再現できる妥当な数値を設定すること。

(2) 省エネルギー性の検証について(各判断時期に必要となるデータ)

判断時期	データ種類	提出データ (前掲方法8種に該当)								備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
申請時	仕様	○	○	○	○	○	○	○	○	
	実測(定格)		○				○			
	実測(部分負荷)			○				○		
実績報告時	仕様	○	○	○	○	○	○	○	○	申請書記載の設備仕様、および、交付決定通知書の交付条件を満たしていない場合は補助金の交付を行わない。(取り下げ)
	実測(定格)				○	○	○		○	
	実測(部分負荷)			○				○		申請時に設定した条件で運用ができない場合は補助金の交付を行わない。(取り下げ)
燃料使用量データ報告時	燃料使用量データ	○	○	○	○	○	○	○	○	想定原油換算量を5%以上上回った場合は理由書を提出すること。
	実測(部分負荷)			○	○			○	○	本補助事業で設置した設備の実際の運転状態を測定したデータを提出すること。(部分負荷仕様値による代用は不可) 著しく悪い場合は改善指導を行う。設備改造等実施の後、再度実測データを提出すること。

※省エネ評価方法③において、同等部分負荷時の仕様値(新品同型機のメーカー実測データ、メーカー発行の保証書の添付が必要)がある場合、これを実測データとして用いることを可能とする。(燃料使用量データ報告時を除く)

(3) 実測データによる申請における条件について

項目	内 容
対象設備	補助対象となるすべての設備
測定方法	JISに規定された測定方法に準じた方法により、燃料消費量・機器出力・機器効率等、申請または検証に必要な値を測定すること。 (蒸気ボイラ及び工業炉は、JIS 熱勘定方式通則 Z 9202を参考にすること)
測定条件	申請時に測定条件を設定し、以後の測定は設定した同一条件で測定すること。(設定条件は、定格による定常運転、または、実態にあった条件を設定すること)
測定者	申請者以外の第3者によって測定すること
データ提出方法	測定者によってデータ収集・解析された、申請または検証に必要なデータ、および、測定時の測定条件の記録(設定した測定条件が満たされていることが分かるもの)について、測定者の職責管理上責任者が捺印し、提出すること
測定時期	平成30年4月1日以降に測定したデータ (メーカー保証付きの同型機実測データについては測定時期の指定を行わない)

※実測データを用いる際には、事前にセンターと測定項目及び測定方法について調整を実施すること。

(4) 実測データ測定時の費用について

当該費用については、申請費用には含むことが出来ないものとする。(補助事業外)

3. 排熱投入型吸収冷温水機（ジェネリンク）による省エネルギー量の考え方と容量選定

(1) ジェネリンクによる省エネルギー量の考え方

【前提条件】

ジェネリンクの定格運転時の仕様値

冷凍能力：1,055kW、排熱回収量：330kW、

ガス量（排熱投入無しの場合） 800kW(HHV)、（排熱投入有りの場合） 600kW(HHV)

ジェネリンクへの年間排熱投入量 1,000GJ

とした場合

・ガス焚きの COP

$$1,055\text{kW} \div 800\text{kW} = 1.32$$

・排熱回収時のガス焚きによる冷凍能力寄与分

$$600\text{kW} \times 1.32 = 792\text{kW}$$

・排熱回収時の排熱による冷凍能力寄与分

$$1,055\text{kW} - 792\text{kW} = 263\text{kW}$$

・排熱の COP

$$263\text{kW} \div 330\text{kW} = 0.80$$

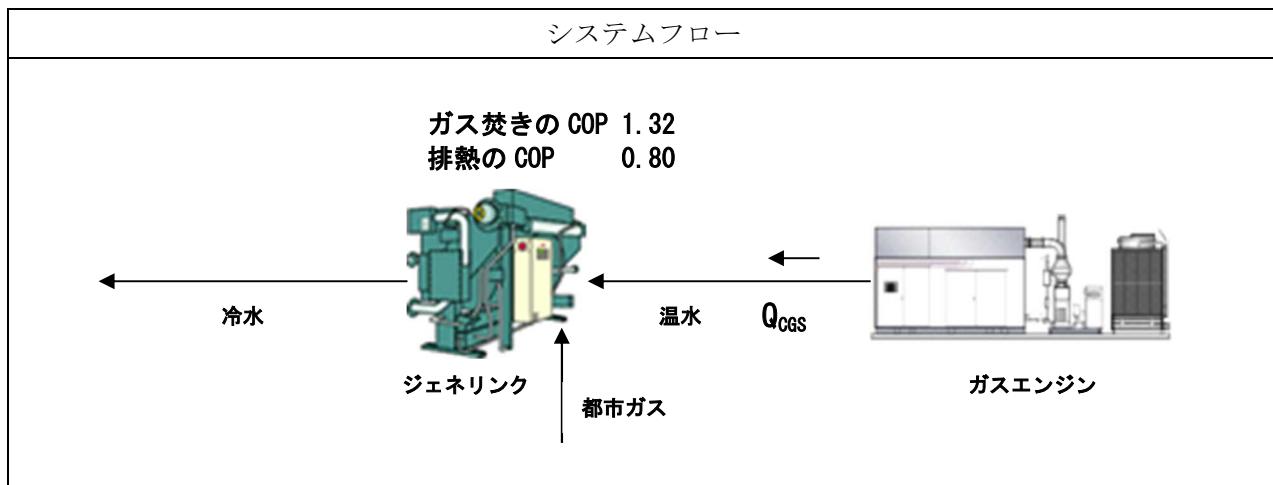
・排熱による年間冷熱発生量

$$1,000\text{GJ} \times 0.80 = 800\text{GJ}$$

- ・排熱による燃料削減分（省エネルギー量）

$$800\text{GJ} \div 1.32 = \underline{606\text{GJ}}$$

$$\Rightarrow \text{原油換算} : 606\text{GJ} \times 0.0258\text{kL/GJ} = \underline{15.6\text{kL}}$$



## (2) ジェネリンクの容量選定について

コーボンが発生させる排熱量とジェネリンクの排熱回収可能量は必ずしも一致するわけではありません。コーボン排熱量に対してジェネリンクの排熱回収可能量が過大となっている場合は、超過分は補助金対象外となりますのでご注意下さい。

(機器仕様の一例)

冷凍能力	能力(RT)	200	250	300	350	400
	kW	703	879	1055	1266	1407
排熱回収量	kW	220	275	330	396	440

コーボンからの排熱量を 250kW とした場合、200RT では排熱に余剰が発生し、250RT なら排熱量を全量飲み込める量となり、250RT を直近上位で最適容量と判断します。これを超えた容量は能力按分し補助対象外とします。

申請時において直近上位の機種を選定する際は、候補となるメーカー・シリーズでの比較でかまいません。交付申請時と実際に採用した機種が異なった場合は、再度容量の検証・省エネルギー計算等を行って下さい。

### データ報告のための計測についての留意点

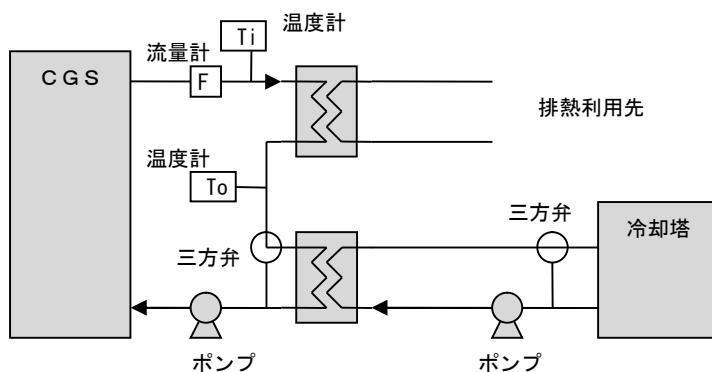
補助対象設備の所有者は、設備稼働後より、導入効果を報告するためのデータ計測を行っていただきます。そのための計測方法に関する留意点について、以下にまとめました。

①省エネルギー効果の計算は、自家発電設備の発電電力（発電端出力）ではなく、自家発電設備の稼働に必要な補機電力等を差し引いた送電電力（送電端出力）の数値を用いる必要があります。従って、以下のいずれかの計測が必要です。

- 1) 発電電力もしくは送電電力と、補機電力の両方を計測する。
- 2) 発電電力と送電電力を計測する。
- 3) 時間当たりの補機電力が明らかな場合、時間当たりの補機電力に運転時間をかけて補機電力量とする方法も可とする。この場合、送電電力のみの計測で可とする。

②燃料ガスの流量測定においては、温度、圧力補正が必要になります。通常は、燃料ガスの温度、圧力の計測が必要です。ただし、特に問題ない場合は、「温室効果ガス総排出量算定方法」（平成27年4月環境省地球環境局地球温暖化対策課制定）にもとづき、ガス温度15°C、ガス圧力1.02気圧で代用することも可とします。

③排熱利用量の計測においては、排熱発生量全量ではなく、実際に利用された熱量を計測する必要があります。例えば、排熱の一部を冷却塔で放熱する場合、適切な熱量計測は次の図のようになります。



排熱利用量の計算式	
$Q = F \cdot Cp \cdot (Ti - To)$	
$Q$	: 排熱利用量
$Cp$	: 水の比熱
$F$	: 排温水流量
$Ti$	: 排熱利用先入温
$To$	: 排熱利用先出温

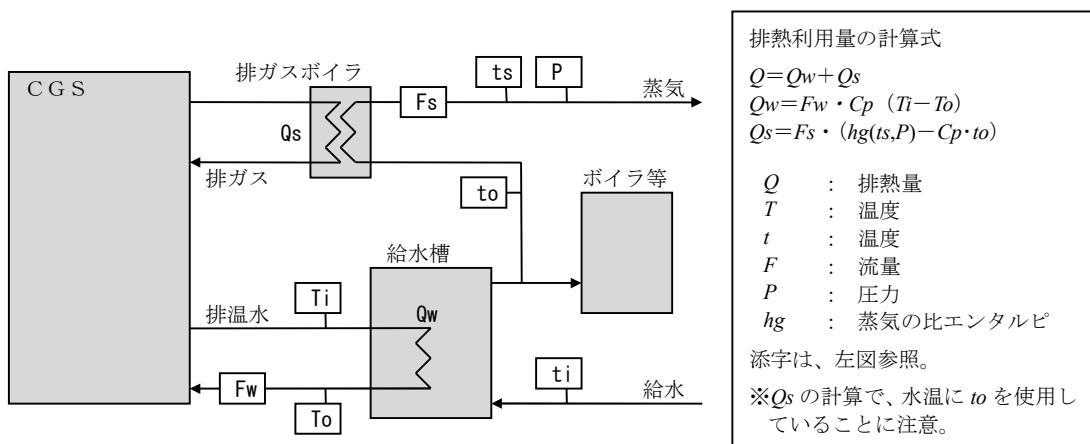
④排熱蒸気の熱量計測において、蒸気流量を給水流量で代用する場合、適切なブロー率を設定し、以下の通り求めるよう願います。

$$\text{排熱利用量} = \text{給水流量} \times (1 - \text{ブロー率}) \times (\text{蒸気エンタルピー} - \text{給水エンタルピー})$$

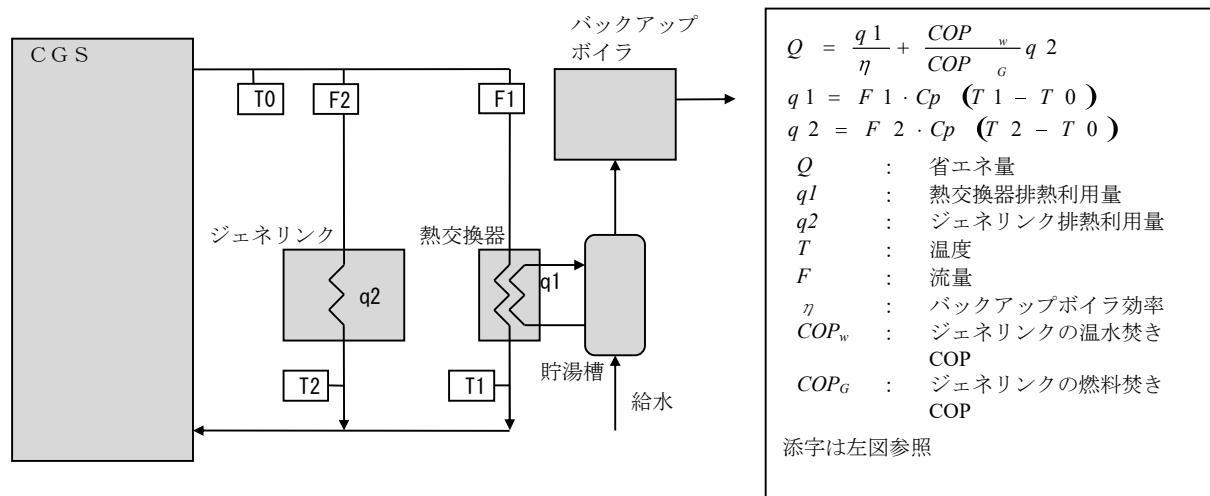
⑤蒸気の熱量計測においては、蒸気の流量だけでなく、給水の温度、蒸気の温度と圧力を計

測し、両者のエンタルピ差を求める必要があります。なお、設備の制御等で蒸気の温度や圧力が一定に保たれている場合は、蒸気の温度、圧力の計測を省略してもかまいません。また、給水に水道水を用いる場合等で水道水の温度が公表されている場合、水温の計測を省略して当該公表値を用いてもかまいません。

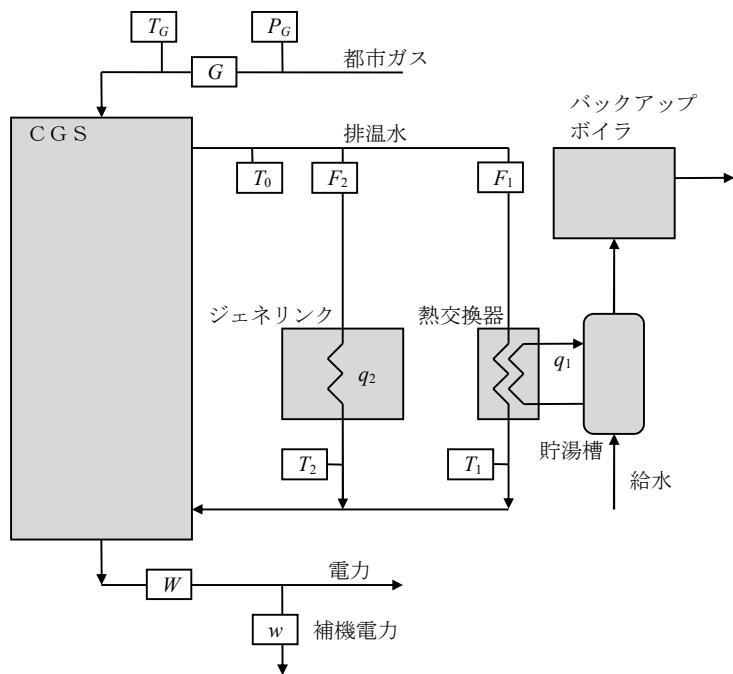
- ⑥自家発電設備が温水排熱と蒸気排熱を発生させ、温水排熱がボイラ給水予熱に使用される場合において、蒸気排熱量の計算に温水排熱が含まれないように配慮する必要があります。具体的には次の図を参照願います。



- ⑦排熱を複数の用途に利用し、それぞれで従来方式の効率が異なる場合（例えば排熱を給湯と冷房に利用する場合）、省エネ計算のためにそれぞれの用途に対し排熱利用量を計測する必要があります。具体的には次の図を参照願います。



⑦の補足



システムフロー図

計測装置より取得するデータの記号

$F_1$	[m <sup>3</sup> /s]	: 排温水の熱交換器側流量
$F_2$	[m <sup>3</sup> /s]	: 排温水のジェネリンク側流量
$T_0$	[°C]	: 排温水のCGS 出口温度
$T_1$	[°C]	: 排温水の熱交換器出口温度
$T_2$	[°C]	: 排温水のジェネリンク出口温度
$G$	[m <sup>3</sup> /s]	: 燃料消費量 (発熱量 45MJ/m <sup>3</sup> N)
$T_g$	[°C]	: 燃料ガスの温度
$P_g$	[Pa]	: 燃料ガスの圧力
$W$	[kW]	: CGS 発電量
$w$	[kW]	: 補機電力

その他記号

$q_1$	[kW]	: 热交換器での排熱利用量
$q_2$	[kW]	: ジェネリンク排熱利用量
$Q_1$	[kW]	: バックアップボイラの燃料削減量
$Q_2$	[kW]	: ジェネリンクの燃料削減量
$Q_0$	[kW]	: 燃料消費量
$Q$	[kW]	: 燃料削減量

ジェネリンクの温水利用時の COP=0.8 (機器仕様書より)、温水および冷水の換算係数 1.36[kJ/kJ]を使用する。

$$\text{熱交換機器の排熱利用量 } q_1 = 4.187[\text{kJ}/(\text{kg}\cdot\text{K})] \times 1,000[\text{kg}/\text{m}^3] \times F_1 \times (T_1 - T_0)$$

$$\text{ジェネリンクの排熱利用量 } q_2 = 4.187[\text{kJ}/(\text{kg}\cdot\text{K})] \times 1,000[\text{kg}/\text{m}^3] \times F_2 \times (T_2 - T_0)$$

$$\text{排熱によるボイラのガス削減量 } Q_1 = 1.36 \times q_1$$

$$\text{排熱によるジェネリンクの燃料削減量 } Q_2 = 1.36 \times 0.8 \times q_2 = 1.088 \times q_2$$

$$\text{発電による一次エネルギー削減量 } Q_3 = K \times (W - w)$$

※ $K$  : 電力平準化時間帯  $9,970 \times 1.3 = 12,960[\text{kJ}/\text{kWh}]$ 、その他昼間  $9,970[\text{kJ}/\text{kWh}]$ 、

夜間  $9,280[\text{kJ}/\text{kWh}]$ 、逆潮流電力  $9,760[\text{kJ}/\text{kWh}]$  (時間帯に応じて適切な  $K$  を使用する。)

$$\text{燃料消費量 } Q_0 = 45,000 \times G \times 273.15 \div (273.15 + T_g) \times (101,325 + P_g) \div 101,325$$

※ 1 気圧 =  $101,325[\text{Pa}]$

$$\text{燃料削減量 } Q = (Q_1 + Q_2 + Q_3) - Q_0$$

⑧自家発電設備等の内部に備えられたセンサーや弁開度等から熱量や流量を求め、遠隔監視等で計測するものにあっては、測定方法が妥当と認められるものであれば、報告データとして認めます。計算根拠資料に、計測値が自家発電設備からの遠隔監視データである旨、記載願います。

※計測方法の詳細を確認する場合がありますので、その際は必要な資料をご用意下さい。

## 10-3. 計算シート作成例



(別紙⑫-2)

**【計算シート②】省エネ率（自家発電設備）**

○注意事項：薄青欄に入力。

機器仕様	送電出力 (※電出力 - 補機動力)		kW	①		
				②		
				③		
				④		
				⑤		
				⑥		
				⑦		
年間値	間	夜間 (22:00～翌日8:00)	h/年	⑧		
	合計		MWh/年	0.0 ⑨		
	電力	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)	MWh/年	0.0 ⑩		
		電気需要平準化時間帯	MWh/年	0.0 ⑪		
		夜間 (22:00～翌日8:00)	MWh/年	0.0 ⑫		
	逆潮流電力		MWh/年	0.0 ⑬		
	蒸気出力量 (②×⑤×0.0036GJ/kWh)		GJ/年	0.0 ⑭		
	温水出力量 (③×⑤×0.0036GJ/kWh)		GJ/年	0.0 ⑮		
	燃料消費量 (HHV)	高位発熱量 ④×⑤×0.0036GJ/kWh	GJ/年	0.0 ⑯		
		45.0 ⑯×0.0258kL/GJ	kL/年	0.0 ⑰		
		GJ/千Nm3 ⑯/(燃料の高位発熱量)GJ/千Nm3	千Nm3/	0.0 ⑱		
	CO2排出量		tCO2/年	0.0 ⑲		
負荷	蒸気利用量 (出力×利用率)		GJ/年	⑳ ≤⑯		
	温水利用量 (出力×利用率)		GJ/年	㉑ ≤⑯		
	冷水利用量 (出力×利用率)		GJ/年	㉒ ≤⑯		
換算係数	電力	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)	GJ/MWh	9.97 ㉓		
		電気需要平準化時間帯	GJ/MWh	12.96 ㉔		
		夜間	GJ/MWh	9.28 ㉕		
	逆潮流電力		GJ/MWh	9.76 ㉖		
	蒸気		GJ/GJ	㉗		
	温水		GJ/GJ	㉘		
	冷水		GJ/GJ	㉙		
従来方式一次エネルギー消費量			GJ/年	0.0 ㉚ ←a		
			kL/年	0.0 ㉛ ←b		
省エネルギー量			GJ/年	0.0 ㉜ ←d		
			kL/年	0.0 ㉝		
省エネルギー率			%	0.0 ㉞ ≥ 5 %		
従来方式CO2排出量			tCO2/年	0.0 ㉟ ←c		

注1) 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。

注2) 電気需要平準化時間帯：7～9月、12～3月の昼間時間帯（8時から22時）

注3) 冷水利用量⑯はジェネリンク等の冷水出力を記入する。

省エネ計算に使用した設備の仕様値（※1 発電設備の場合、「出力=発電出力-補機動力」とする）

NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力kW	出力 形態	消費量 kW(HHV)	出力 <sup>※1</sup> kW	効率

注4) 計算シート作成の際は、（別紙⑯-1-1、別紙⑯-1-3）を参考にすること。

注5) 計算シート作成の際は、「計算シート作成におけるチェックシート」（別紙⑯）で確認すること。

## 【計算シート③】(CO2削減率、費用対効果計算用) (記入例)

各設備群の名称を記入する。

○注意事項  
 ①CO2発生量算定に用いる炭素係数の値は、高位発熱量基準とし、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」における係数を用いること。  
 ②更新前後の機器種別が異なる場合は、更新前設備を基準として記載すること。

各設備群の年間燃料消費量を記入する。																									
各設備群の年間燃料消費量を記入する。																									
区分	設備名	従来方式燃料種	年間燃料消費量※1		単位発熱量(低位基準)		単位発熱量(高位基準)	熱量換算燃料使用量[GJ/年]	原油換算燃料消費量[kl/年]	燃料種別炭素係数[tC/GJ]	更新前CO2排出量[t-CO2/年]	省エネルギー率※2[%]	熱量換算燃料削減量[GJ/年]	更新後熱量換算想定燃料消費量[GJ/年]	更新後燃料種	単位発熱量(低位基準)		単位発熱量(高位基準)		更新後想定ガス消費量[kNm3/年]					
			①	[単位]	②	[単位]										③	[単位]	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
更新	蒸気ボイロ(貴流2.0t/h以上)	A重油	130	kl	36.6	GJ/kl	39.1	GJ/kl	4,758.0	131.1	0.0189	352.3	6.1%	290.2	4,467.8	都市ガス(45MJ)	40.6	GJ/kNm3	45.0	GJ/kNm3	110.0				
小計			-	-	-	-	-	-	4,758.0	131.1	-	352.3	-	290.2	4,467.8	-	-	-	-	-	110.0				
(冷温水機等/GHP記入用)																									
区分	設備名	従来方式燃料種	年間燃料消費量※1		単位発熱量(低位基準)		単位発熱量(高位基準)	熱量換算燃料使用量[GJ/年]	原油換算燃料消費量[kl/年]	燃料種別炭素係数[tC/GJ]	更新前CO2排出量[t-CO2/年]	省エネルギー率※2[%]	熱量換算燃料削減量[GJ/年]	更新後熱量換算想定燃料消費量[GJ/年]	更新後燃料種	単位発熱量(低位基準)		単位発熱量(高位基準)		更新後想定ガス消費量[kNm3/年]					
			①	[単位]	②	[単位]										③	[単位]	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
小計			-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	-	0.0	-	0.0	0.0	-	-	-	-	-	0.0				
(自家発電設備記入用)																									
自家発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	-	0.0	-	0.0	-	-	-	-	-	-	0.0				
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	4758.0	131.1	-	352.3	-	290.2	-	-	-	-	-	-	110.0				

※1 新設の場合は、記入する燃料消費量を、更新の場合は前年度の実消費量を用いること。

すべての設備の値が合計される。

従来方式 原油換算消費量	b	=	131.1	kl/年
従来方式 CO2排出量	c	=	352.3	t-CO2/年
更新後燃料→ 都市ガス(45MJ)	e × 45.0 × 0.0258	= f	127.8	kl/年
補助事業方式 想定原油換算消費量	GJ/kNm3			
更新後燃料→ 都市ガス(45MJ)	e × 45.0 × 0.0136	= g	246.9	t-CO2/年
補助事業方式 想定CO2排出量	GJ/kNm3			
原油換算燃料削減量	b - f	= h <sup>※3</sup>	3.4	kl/年
省エネルギー率(申請全体)	d ÷ a × 100	=	6.1	%
CO2削減量	c - g	= i	105.3	▲t-CO2/年
CO2削減率	i ÷ c × 100	=	29.8	% ≥ 25%
費用対効果	補助金交付申請額 <sup>※4</sup> 12,000,000 [円]	=	113.9	千円/▲t-CO2/年

左下の表から自動転記される。

複数年申請の場合は、2年合計の申請額を記入する。

災害対策費がない場合には0を記入する。  
 注)災害対策費が補助対象外の場合は含まない。

補助金交付申請額(合計) 12,000,000 円

補助金交付申請額(災害対策費) 0 円

※4 補助金交付申請額(費用対効果算定用) 12,000,000 円

※3 更新前後の燃料種の違いと高位発熱量・低位発熱量の関係でマイナス数値になる場合があります。

※4 費用対効果については、補助金交付申請額から災害対策費を除いた額にて評価します。

## 燃料消費量換算計算シートの考え方

**燃料消費量の換算計算例です。**  
**申請書にはP.66 別紙⑬-2、P.67 別紙⑬-3の燃料消費量換算計算シートを添付して下さい。**

仕様書等に記載されている燃料種の単位発熱量と別紙2「単位発熱量と炭素係数について」に記載された発熱量が異なる場合には、計算シート①（省エネルギー率計算用）の燃料消費量の欄には、下記のように換算した値を用いること。

&lt;例&gt;

従来方式

設備名	ボイラ
仕様書の燃料種	A重油
仕様書の記載値	燃料使用量 69.1L/h 低位発熱量 8,670kcal/L

低位発熱量をMJに換算

$$8,670\text{kcal/L} \times 4.18605\text{kJ/kcal} \div 1,000 = 36.29 \cdots \text{MJ} \approx 36.3\text{MJ/L}$$

燃料使用量を、別紙⑧「単位発熱量と炭素係数について」に記載された発熱量36.6MJ/Lに相当する量に換算すると

$$69.1\text{L/h} \times \frac{36.3\text{MJ/L}}{36.6\text{MJ/L}} = 68.53 \cdots \text{L/h} \approx 68.5\text{L/h}$$

計算シート①入力値	燃料使用量 68.5L/h 低位発熱量 36.6MJ/L (A重油)
-----------	---------------------------------------

補助事業方式

設備名	ボイラ
仕様書の燃料種	都市ガス (46MJ)
仕様書の記載値	燃料使用量 57.9Nm <sup>3</sup> /h 低位発熱量 40.6MJ/Nm <sup>3</sup>

都市ガス (46MJ) の低位発熱量は、41.5MJ/Nm<sup>3</sup>であることから  
燃料使用量を、発熱量41.5MJ/Nm<sup>3</sup>に相当する量に換算すると

$$57.9\text{Nm}^3/\text{h} \times \frac{40.6\text{MJ/Nm}^3}{41.5\text{MJ/Nm}^3} = 56.64 \cdots \text{Nm}^3/\text{h} \approx 56.6\text{Nm}^3/\text{h}$$

計算シート①入力値	燃料使用量 56.6Nm <sup>3</sup> /h 低位発熱量 41.5MJ/Nm <sup>3</sup> (都市ガス (46MJ))
-----------	--

燃料消費量換算計算シート  
【ボイラ用】

ダウンロード資料にそれぞれ、「ボイラ用」「工業炉等用」「冷温水機用」「GHP用」の換算計算シートがあるので、申請設備に応じて作成の上【別紙⑬-1計算シート①】に添付する。

## 従来方式

カタログ値、  
測定データ  
いずれかに  
「○」

設備名	ボイラ	各あみ掛け部分を埋めて 作成して下さい。
使用燃料種	A重油	
<input type="radio"/> カタログ記載値	燃料消費量	69.1 L/h
<input checked="" type="checkbox"/> 測定データ	低位発熱量	8,670 kcal/L

## 計算過程記入欄

$$8,670 \text{ kcal/L} \times 4.18605 \text{ kJ/kcal} \div 1,000 = 36.29 \dots \rightarrow 36.3 \text{ MJ/L}$$

$$69.1 \text{ L/h} \times \frac{36.3 \text{ MJ/L}}{36.6 \text{ MJ/L}} = 68.53 \dots \text{ L/h} \rightarrow 68.5 \text{ L/h}$$

計算シート①入力値	燃料消費量	68.5 L/h
	低位発熱量	36.6 GJ/kL

## 補助事業方式

カタログ値、  
測定データ  
いずれかに  
「○」

設備名	ボイラ
使用燃料種	都市ガス(45MJ)
<input type="radio"/> カタログ記載値	燃料消費量
<input checked="" type="checkbox"/> 測定データ	低位発熱量

## 計算過程記入欄

$$58.5 \text{ Nm3/h} \times \frac{40.6 \text{ MJ/Nm}^3}{40.6 \text{ MJ/Nm}^3} = 58.5 \text{ Nm3/h}$$

計算シート①入力値	燃料消費量	58.5 Nm3/h
	低位発熱量	40.6 GJ/千Nm3

燃料消費量換算計算シート  
【GHP用】

従来方式

設備名	GHP	
使用燃料種	都市ガス(45MJ)	
<input checked="" type="radio"/> カタログ記載値	燃料消費量	46.7 kW
	高位発熱量	45.0 MJ/Nm <sup>3</sup>

計算過程記入欄

①定格 燃料消費量：46.7kW (冷房能力：56.0kW)  
 $46.7\text{kW} \times 3.6\text{MJ/h/kW} \div 45.0\text{MJ/Nm}^3 = 3.732\text{Nm}^3/\text{h} \rightarrow 3.73\text{Nm}^3/\text{h}$

計算シート①入力値 燃料消費量	3.73 Nm <sup>3</sup> /h
高位発熱量	45.0 GJ/千Nm <sup>3</sup>

補助事業方式

設備名	GHP	
使用燃料種	都市ガス(45MJ)	
<input checked="" type="radio"/> カタログ記載値	燃料消費量	36.6 kW
<input checked="" type="radio"/> みなし燃料消費量	高位発熱量	45.0 GJ/千Nm <sup>3</sup>

計算過程記入欄

発電機能付の場合は、非発電時の能力とする。

室外機：20HP、燃料：都市ガス(45.0MJ)より、2.92Nm<sup>3</sup>/h(36.5kW)  
 (様式第1)

①定格 燃料消費量：45.4kW (冷房能力：56.0kW)

$45.4\text{kW} \times 3.6\text{MJ/h/kW} \div 45.0\text{MJ/Nm}^3 = 3.632\text{Nm}^3/\text{h} \rightarrow 3.63\text{Nm}^3/\text{h}$

②中間冷房標準 燃料消費量：12.2kW (冷房能力：26.5kW)

$12.2\text{kW} \times 3.6\text{MJ/h/kW} \div 45.0\text{MJ/Nm}^3 = 0.976\text{Nm}^3/\text{h} \rightarrow 0.98\text{Nm}^3/\text{h}$

計算シート①入力値 燃料消費量	2.92 Nm <sup>3</sup> /h
高位発熱量	45.0 GJ/千Nm <sup>3</sup>

(別紙⑯)

## 燃料消費量実績集計表

燃料種	A重油	燃料消費量	燃料購入量
	燃料消費量		
平成31年 4月	110.0	110.0	110.0
令和元年 5月	100.0	100.0	100.0
6月	70.0	70.0	70.0
7月	70.0	70.0	70.0
8月	100.0	100.0	100.0
9月	70.0	70.0	70.0
10月	70.0	70.0	80.0
11月	80.0	80.0	110.0
12月	110.0	110.0	90.0
令和2年 1月	90.0	90.0	100.0
2月	100.0	100.0	130.0
3月	130.0	130.0	110.0
合計	1100.0	1100.0	1100.0
単位	[kl/年]		[kl/年]

2種類以上の燃料または、2群以上の申請の時は、ここに列を必要分コピーし使用すること。

小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入すること。

やむを得ず、直近1ヵ年の燃料購入量を燃料消費量として申請する場合には、その旨を記入すること。  
(例) 燃料消費量=燃料購入量とする。

### <注意事項>

燃料消費量は計算シート③の各欄に入力するので、設備の群ごとに集計すること。  
2群以上ある場合は、列を増やし、月毎の横の合計が表示されるように作成すること。  
根拠資料を添付すること。  
根拠資料は、日報等から作成した月毎の燃料消費量実績の内訳表および購入量を判断できる書類(燃料の種類、納入月、納入場所がわかる請求書等)の写しとする。  
なお、燃料の使用量を計測する装置が設備ごとに設置されておらず、補助事業外設備分の使用量が混在し、対象設備の燃料使用量が明確でない場合は、各設備の時間当たり燃料消費量等からの按分により使用量を算定し、その計算過程が分かる資料を添付すること。  
添付する請求書等の写しは、請求日ではなく納品日が上記の期間に該当すること。

担当窓口印

会社名:

補助事業の担当窓口:

印

## 計算シート②作成におけるチェックシート

自家発電設備について、  
 令和2年度は「社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入  
 支援事業費補助金」の対象となるため、本事業では対象外

区分	チェック欄		チェック項目
	該当なし	対応済み	
負荷想定 (申請時)	1		排熱全量を回収・利用する想定となっていないか。 (起動・停止時には排熱利用できない。放熱ロス等を考慮する必要がある)
	2		事業環境変化による電力・熱負荷の低下リスク(景気変動、将来の省エネ活動によるエネルギー使用量削減等)を加味し、安全率を考慮しているか。
	3		文献を用いた負荷想定になっていないか。 文献を用いる際は、使用実態に合わせて再検討しているか。
	4		専門家により負荷想定を行った場合、申請用に最低限の想定となっているか。 (設備選定や光熱費の想定の際は、余裕を持って多めの評価することが多いため)
システム設計 (申請時)	該当なし	対応済み	チェック項目
	5		変動の大きな負荷に対し排熱を利用する場合(給湯等)、対応する措置がなされているか。 (適正な容量の貯湯タンクを設ける等)
	6		運転条件により、性能が変わることを考慮しているか。 (ガスタービンの吸気温度による能力変化やCGSの部分負荷時の効率低下など)
	7		機器の仕様値に対する裕度(CGSではガス量や排熱量に5%程度の裕度を見込む場合が多い)や計測装置の誤差を加味しているか。
	8		熱交換器の選定に際し、稼働時の温度条件と設計温度はマッチしているか。 (温度設定により熱回収量が変わってくるため)
	9		初期性能に対し性能低下する可能性がある場合、設計や運用に配慮されているか。 (循環水が不純物を含む場合の熱交換性能低下や洗浄に対し配慮しているか等)
システム調整 (実績報告時)	該当なし	対応済み	チェック項目
	11		蒸気を扱う場合、CGSの排ガス蒸気はバックアップボイラの蒸気圧より高い設定になっているか。
	12		給湯に排熱を利用する場合、CGS排熱が優先的に利用できるように配慮されているか。 (バックアップ熱源の稼働上限温度に対しCGS排熱の利用条件温度を高くして制御する等)
	13		冷温水機が複数台ある場合、排熱利用冷凍機(ジェネリンク等)が優先的に使用されるように配慮されているか。(ローテーション運転などで停止していることはないか)
不具合防止 (実績報告時)	該当なし	対応済み	チェック項目
	14		設置業者から申請者に設備を引き渡す際に、操作や調整方法について説明がなされているか。
	15		試運転において、計測が適正になされていることが確認されているか。

## 1 0 - 4 . 図面の作成例

### 添付書類Ⅲの「補助事業方式の設備に関する図面」について

下記①～⑤の5種類の図面を添付する。

各図面の枚数は、必要に応じて用意する。

各図面は、色分けや凡例等により申請範囲（以下の区分等）を明示すること。

- ・補助対象範囲、及び補助対象外範囲

※補助事業と補助事業外の工事が混在する場合は、補助事業外の範囲区分も明示すること。

- ・補助対象範囲内の、新設部、及び既設撤去部

※原則、**新設部を青線、既設撤去部を赤**で色分けし、図面内に凡例を記載する。

- ・複数の申請者に所有区分が分かれる場合は、所有者ごとの範囲区分

- ・複数年度事業の場合は、年度ごとの実施区分

各図面には、補助事業実施場所の施設名称、図面の名称を記載すること。

その他、各図面における注意点は以下の通り。

#### ① 全体図 :

- ・敷地内の全ての建屋が記載されており、対象設備の位置を明示すること。
- ・敷地内へのガス管の引き込み箇所及びガスマーテー位置を明示すること。
- ・更新の場合、配管の撤去部が広範囲にわたる場合は明示すること。

#### ② 機器配置図、③ システム図 :

- ・対象設備（主な付帯設備を含む）、配管の種別（ガス配管、温水配管等）、専用の計測装置を明記すること。
- ・補助対象範囲と補助対象外範囲の境は、バルブ等を記載し、明示すること。
- ・更新の場合は、更新前後それぞれの図面を作成し、補助対象範囲を明示すること。

#### ④ 敷地内ガス配管平面図、⑤ 敷地内ガス配管のアイソメ図 :

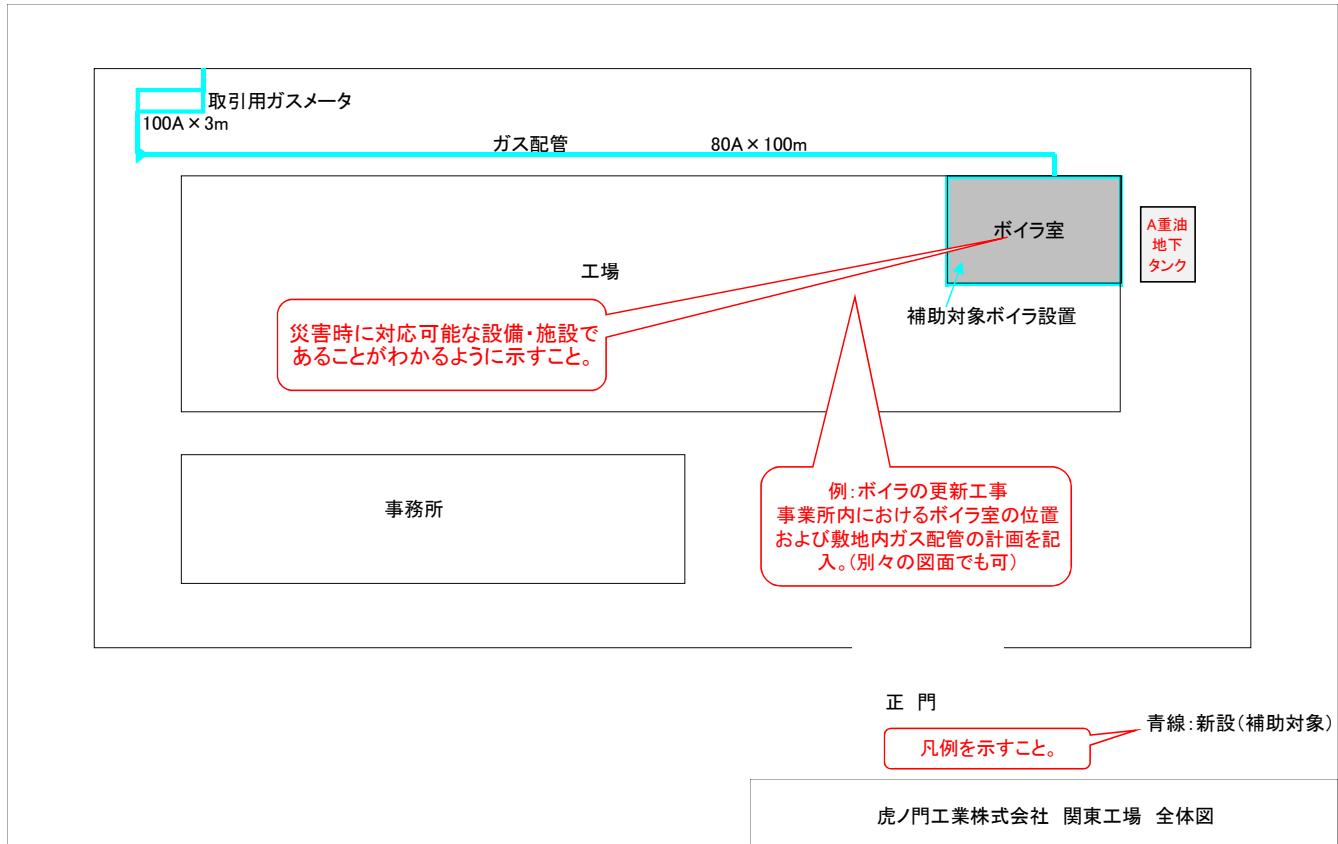
- ・口径、延長、分岐箇所、補助事業設備を明記すること。

※補助対象設備と対象外設備がある場合には特に、口径、延長、分岐等を詳細に記入し、専用配管、共用配管、対象外配管を色分け等で明記する。

- ・中圧ガスマーテー、専用ガス計測装置それぞれの位置を明記すること。

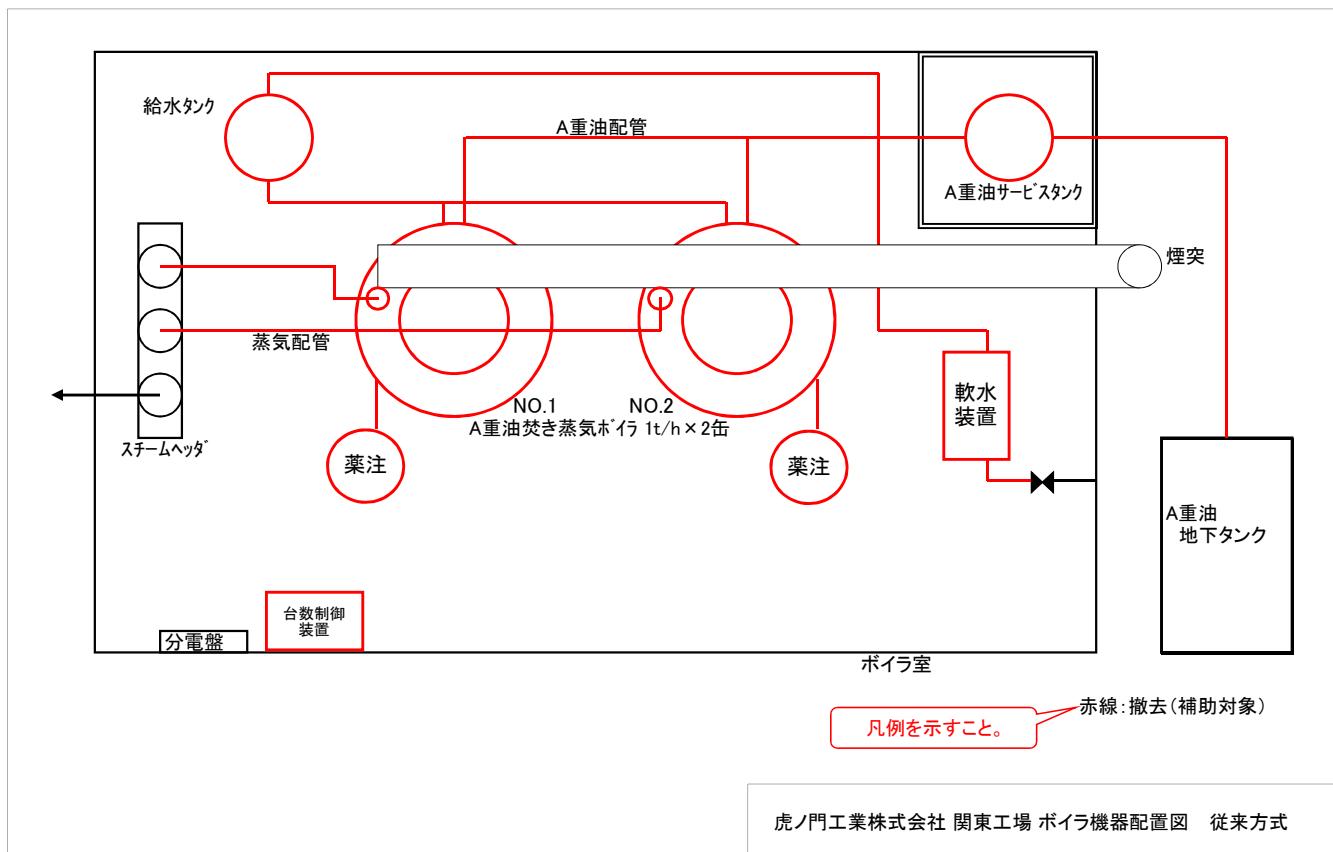
(別紙⑪-1)

「従来方式、補助事業方式の設備に関する全体図」の例

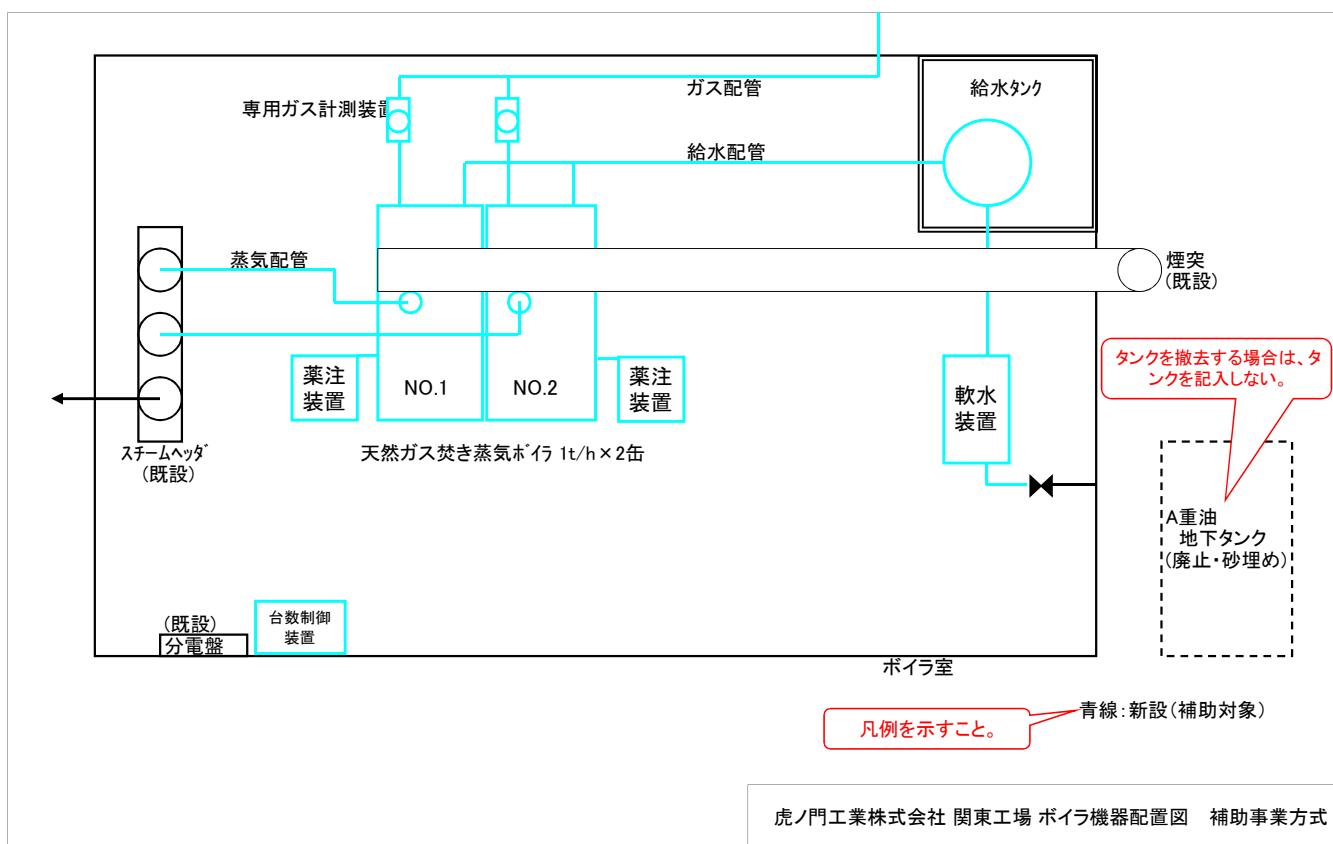


(別紙⑦-2)

「従来方式の設備に関する配置図」の例

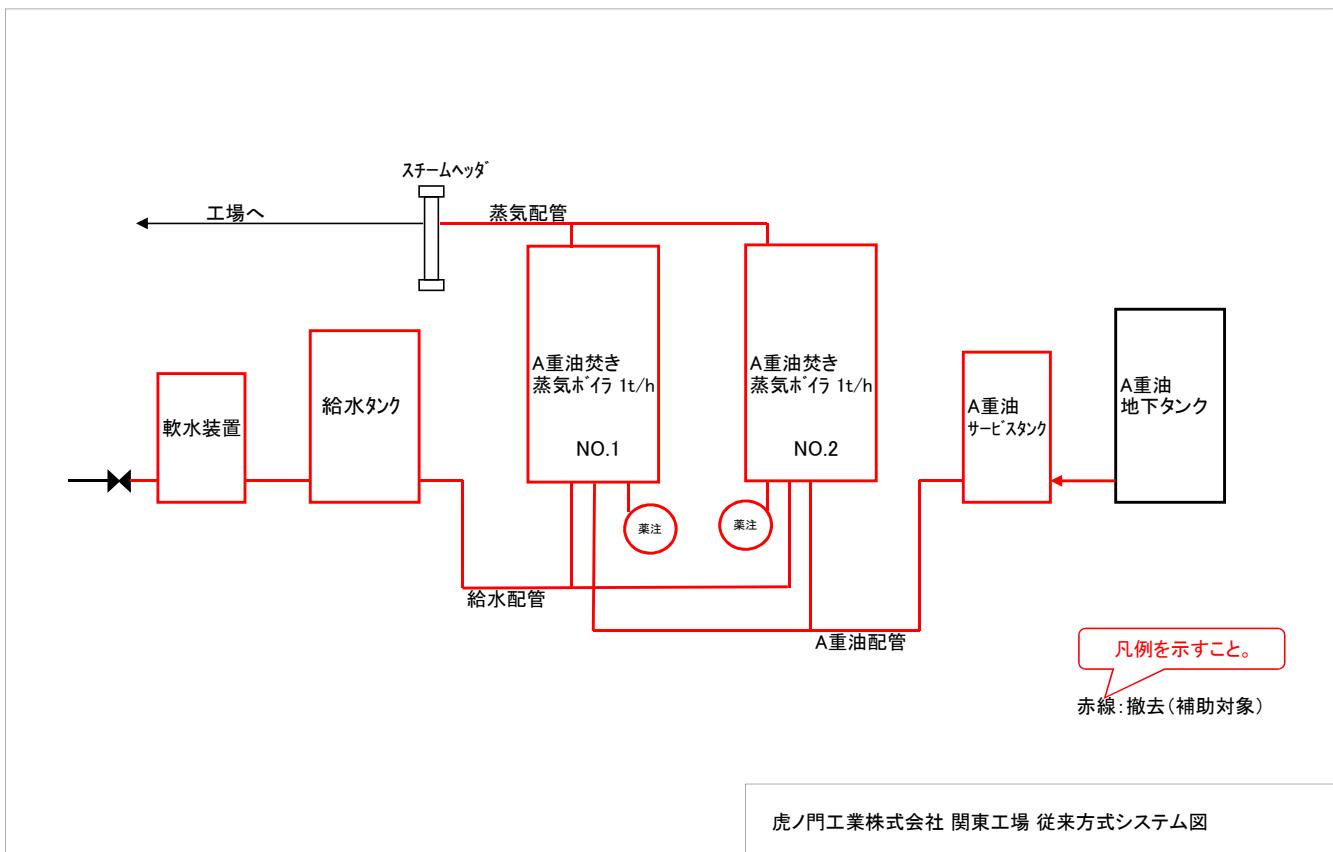


「補助事業方式の設備に関する配置図」の例

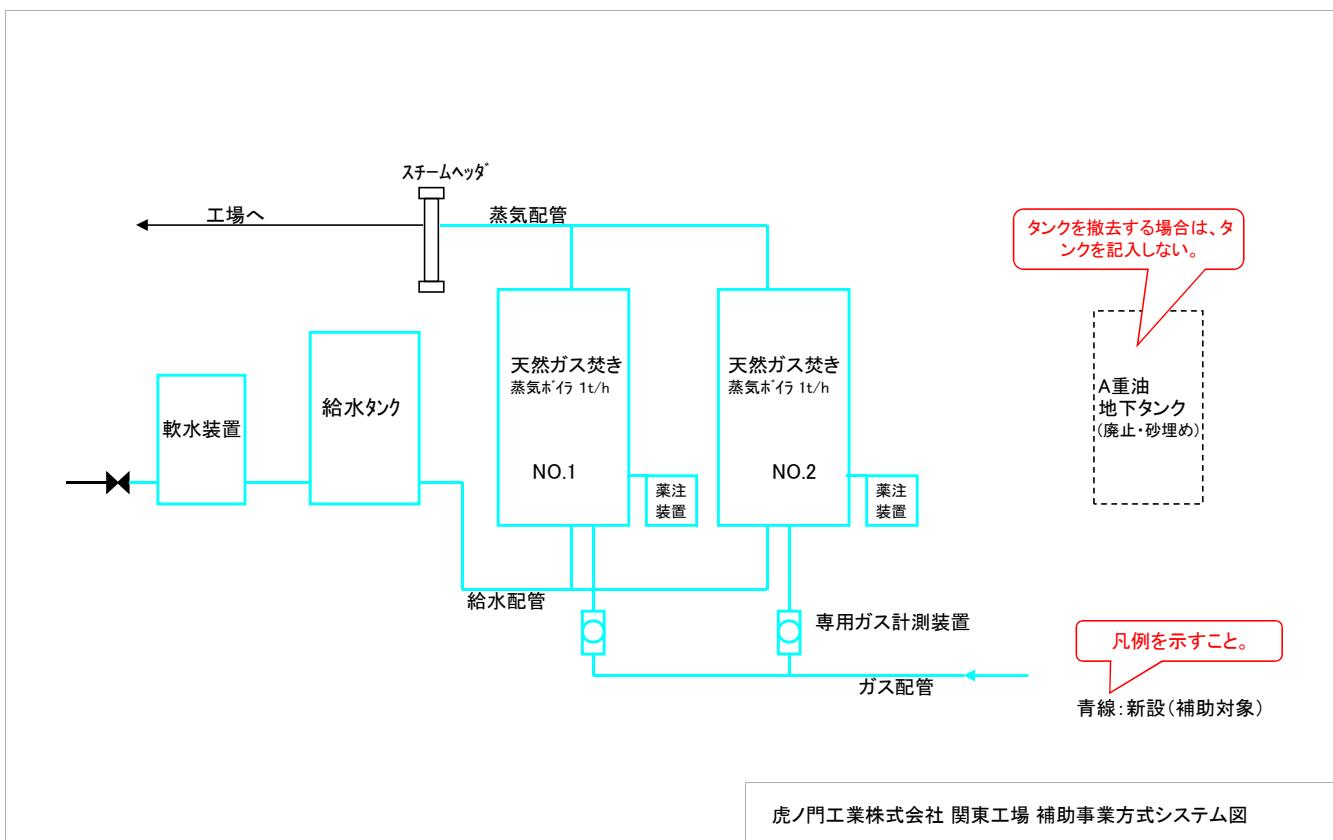


(別紙⑦-3)

「従来方式の設備に関するシステム図」の例

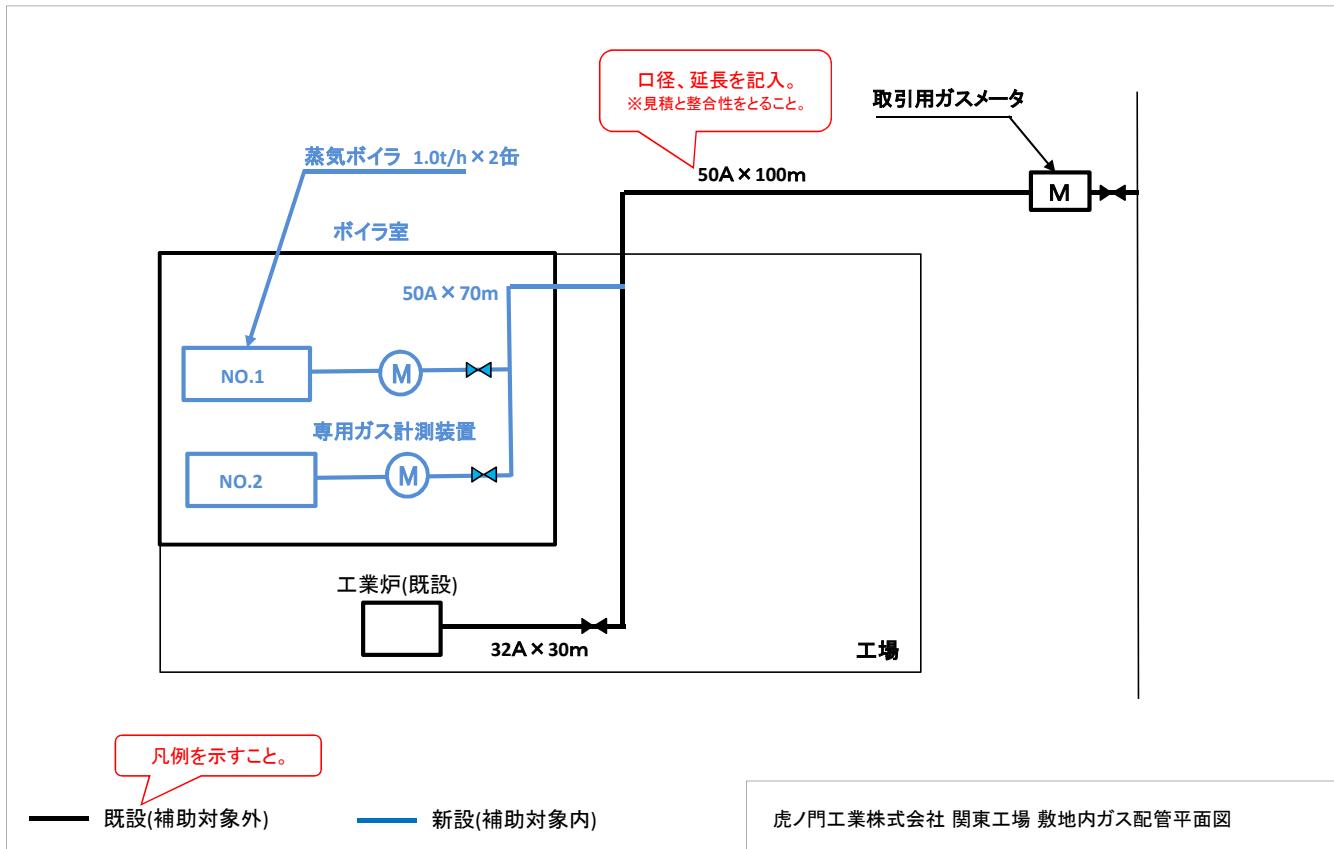


「補助事業方式の設備に関するシステム図」の例

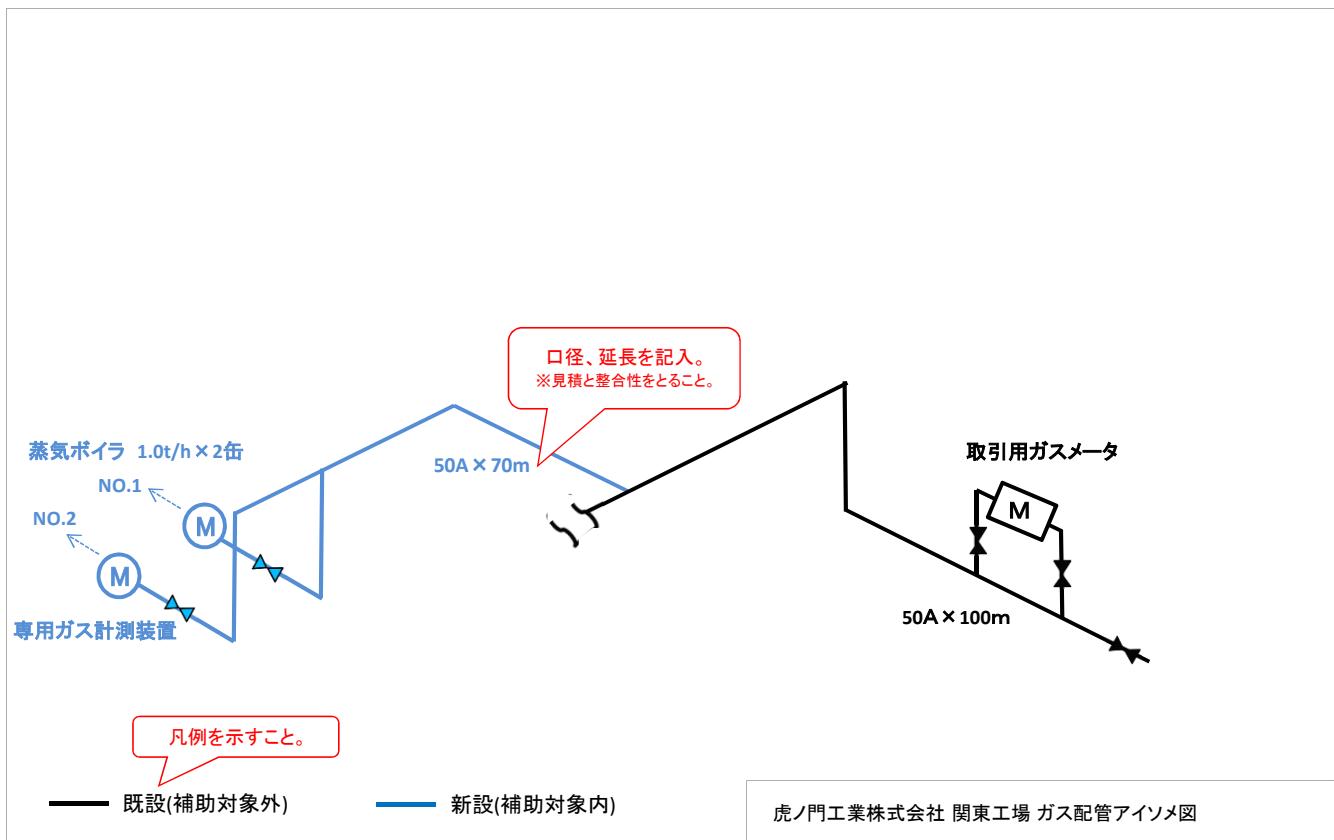


(別紙⑦-4)

「敷地内ガス配管平面図」の例



「敷地内ガス配管アイソメ図」の例



一般社団法人  
都市ガス振興センター 御中

令和〇年 〇月 〇日

## 専用の計測装置に関する約束書

取引用メーターを補助対象設備専用の計測装置として使用する件につき、下記遵守項目を誠実に履行することを約束します。

計画仕様に変更のあった場合も本約束書の内容は誠実に履行し、また、遅滞なく報告を行います。

記

### 1. 申請者

法 人 名	虎ノ門工業株式会社		印
代表者名	虎ノ門 一郎		社印
役 職	代表取締役社長		
郵便番号	105 - 0001		
住 所	東京都港区西新橋 1-1-XX		



代表者印

※共同申請の場合、各々の申請者がそれぞれ約束書を作成し提出すること。

### 2. 当該設備仕様

取引用メーター		補助対象設備	
供給事業者	虎ノ門ガス(株)	名称	貫流ボイラ
号数	120号	製造メーカー	△△社
メーター番号	093X	型式	ZZ-1000
圧力	中圧	定格出力	627kW
温圧補正	有・無	台数	2台

※未定項目は空欄可

※仕様変更・仕様確定の場合は前後の比較表を別途提出すること。

### 3. 遵守事項

- ①当該取引用メーターの系統のガス配管には同一群の対象設備のみを設置します。
- ②当該取引用メーターの系統のガス配管には将来用のバルブ・プラグ止め・フランジ止め等は取付しません。
- ③当該取引用メーターの系統のガス配管は耐用年数期間、改造工事を行いません。
- ④燃料使用量データ報告のための燃料使用量の計測および集計は温度圧力補正を含め、当社にて実施します。

### 4. 添付書類

- ①当該設備の配置図
- ②当該ガス配管のアイソメ図

## 10-5. 見積関係及び補助対象経費 の考え方

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成すること。

○○○株式会社 御中

依頼日：令和〇年〇月〇日

## 見積依頼書

原則として、発注者が  
見積依頼すること。

以後、見積書、契約書、納品書、受領書、請求書、領収書  
にも同一の名称を使用すること。

虎ノ門工業株式会社  
関東工場工務部

虎ノ門 三郎 印

担当者印で可。

見積件名	蒸気ボイラ更新工事	
納入場所	虎ノ門工業株式会社 関東工場	
工期	令和元年12月22日～令和2年1月11日	
見積書提出期限	令和元年5月22日	必ず提出期限日を記載すること。 (●営業日以内という表現は不可)
引き合い仕様書	有り	無し
添付図面	有り	無し

### 見積条件

#### (例)

見積項目は、下記①～⑤の経費に分類する事。一式で50万円以上の場合、見積項目の内訳を記載する事(単体で50万円以上の機器除く)。また、値引きの際は、どの見積項目に対して行うか明確に表示して下さい。

見積項目ごとに補助対象経費と対象外の区分を明確にし、補助対象経費の合計を明示すること。

#### ①設計費

蒸気ボイラ更新工事に伴う設計費用

#### ②既存設備撤去費

既存ボイラ2t/h×2台、軟水装置、薬注装置、給水タンク、台数制御装置、油地下タンク(廃止・砂埋め)、油サービスタンク、以上機器類基礎、および、油配管、給水配管、蒸気配管、その他の撤去

#### ③新規設備機器費

ボイラ本体2t/h×2台、専用のガス流量計、軟水装置、薬注装置、給水タンク、台数制御装置、尚、ボイラの効率は、98%以上であること

効率は本補助事業の重要な要件ですので、必ず、指定効率を明記して下さい。

#### ④新規設備設置工事費

機器の運搬、搬入、据え付け、試運転調整、各種配管、電気工事に必要な費用

#### ⑤敷地内ガス管敷設費

上記ボイラ用ガス配管およびバルブ、取引メーター類

見積項目の範囲が広く、対象・対象外を判断できない場合、全て補助対象外となります。

補助対象範囲の区分を見積先に依頼するのは可としますが、申請者が責任をもって確認願います。

交付決定後に3社見積を取る際、  
見積区分ごとに、概算見積の補助対象金額が上限となりますので、ご注意ください。

また経費区分が概算見積で0円の場合、実施見積で増額はできません。

○○○株式会社 御中

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成すること。

依頼日：令和〇年〇月〇日

## 見積依頼書

原則として、発注者が  
見積依頼すること。以後、見積書、契約書、納品書、受領書、請求書、領収書  
にも同一の名称を使用すること。

虎ノ門ホテル株式会社

施設部

霞ヶ関 一男

印

見積件名	コーポレート設備新設工事	担当者印で可。
納入場所	虎ノ門ホテル株式会社	
工期	令和2年11月30日～令和3年1月10日	
見積書提出期限	令和2年7月27日	必ず提出期限日を記載すること。 (●営業日以内という表現は不可)
引き合い仕様書	有り	無し
添付図面	有り	無し

## 見積条件

1	見積書の件名は、見積依頼書の件名を使用すること。（納品書、請求書、領収書も同様）
2	見積項目は、設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費の区分に分類し、対象と対象外を明確にすること。さらに、災害対策費（自家発電設備等の停電対応に係る経費）に当たる項目を明確にするとともに内数を明記すること。
3	工事費の見積は、別紙⑯-2-2「工事費見積における参考項目」以上に細分化すること。
4	一式50万円以上の見積項目が含まれている場合は見積項目の内訳を記載すること。 (単体でも50万円以上の機器は除く)
5	値引きを行う際は、どの見積項目に対して行うか明確にすること。
6	項目ごとに完了年度を明記すること。（複数年度事業の場合のみ）
7	見積項目ごとに、補助対象経費と対象外の区分を明確にすること。 補助対象経費の合計を明示すること。 ※補助対象範囲について、見積依頼者の確認を受けること。
8	見積書には、見積有効期限、納期または工期、支払条件の項目を必ず記載すること。
9	按分計算にて補助対象範囲を算出した場合、根拠資料を添付すること。
10	「諸経費」の項目を入れる場合、必ず内訳を記載すること。（例：見積上のどの項目に対し〇%等）
11	見積書、見積内訳書の電子データ（EXCELファイル）も提出すること。
12	その他 別紙⑯-2-2参照
13	・交通費（領収書の写しと利用日、経路、利用者、金額、業務内容を記した資料）
	本書式を用いる場合は、以下どちらかが必須となります。 ・引き合い仕様書・添付図面の添付 ・見積条件を本書式に記載 (本書式のみでは見積条件が不明のため)

見積項目の範囲が広く、対象・対象外を判断できない場合、全て補助対象外となります。

補助対象範囲の区分を見積先に依頼するのは可としますが、申請者が責任をもって確認願います。

交付決定後に3社見積を取る際、  
2の見積区分は、概算見積の補助対象金額が上限となりますので、ご注意ください。  
また経費区分が概算見積で0円の場合、  
実施見積で増額は不可。

## 工事費見積における参考項目

大項目	小項目
基礎工事	土工事（屋外基礎の場合）
	鉄筋工事
	コンクリート工事
	鉄骨架台工事
	防水工事（屋上設置の場合）
仮設工事	
搬入、据付工事	
機械設備工事	冷温水配管工事
	冷却水配管工事
	蒸気配管工事
	給水配管工事
	排水配管工事
	燃料配管工事
	排煙工事
電気設備工事	受変電設備工事
	配線工事
計測・表示装置取付工事	制御盤工事
	計測器取付工事
	表示装置取付工事
	制御配線工事
試運転調整費	

※補助対象と補助対象外がある項目については、区分がわかるように項目を細分化すること。

以下の項目は補助対象外とすること

- ・事前調査費、見積費用（現場測量費も補助対象外）
- ・建屋ならびに建屋に付属する設備（部品倉庫、電気室、制御室等）  
※発電機パッケージは、建築申請する場合、建屋とみなし補助対象外
- ・土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事
- ・移設、撤去工事（ただし補助対象設備設置のために必要な工事は対象）
- ・植栽及び外構工事
- ・容易に移動または他用途に転用できるもの（消火器、柵、屋外照明等）
- ・補助事業外の設備と共有するもの（配管、配線及びそれらの架台等）
- ・消耗品（当該事業のみで使用されることが確認できないもの）
- ・通信運搬費（書類等）、ユーティリティ費（電気、ガス、水道、燃料等）
- ・仮設事務所、部材置場の建設費もしくは使用料
- ・振込手数料

## 災害対策費(停電対応に係る経費)の考え方

機 器 費	小型CGS・電源自立型空調(GHP)など
	・停電対応機(定価)-標準機(定価)=差額(税抜)を機器本体の停電対応に係る経費とする。 ・自立ユニット、自立ユニットスタンド、自立ユニット用中継キット、試運転調整費等。
工 事 費	中型CGS～大型CGSなど
	・ボイラー一括ガスバイパス系統、補機変圧器、逆パラシステム、その他、停電対応に必要な専用の設備。
工 事 費	共通
	・停電対応専用のケーブル類、電線類、工事費、試験費等、停電対応に係る経費。

## 能力按分、ガス管按分の考え方

①	本補助事業で専用に使用する部分を対象とし、 補助事業外設備との共通部分がある場合には、 原則、定格流量比による按分相当額を対象
②	本補助事業で使用する専用配管に加え、補助 事業外設備との共通部分がある場合には、 原則、断面積比による按分相当額を対象

**作成例**

※見積書の書式を、本書式に限定するものではありません

見積番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
令和〇年〇〇月〇〇日**御見積書**

宛先

件名

引渡場所

納期

見積有効期限

支払い条件

件名は見積依頼書と一致させること。

会社名  
住所

TEL:

FAX:

--	--	--

**見積金額**

(上記金額に消費税は含みません。)

番号	品名	数量	単位	単価	金額
1	設計費				
1-1	補助対象				
	(1)〇〇〇				
	(2)△△△				
1-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
2	既存設備撤去費				
2-1	補助対象				
	(1)〇〇〇				
	(2)△△△				
	補助対象外				
2-1-2	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
3	新規設備機器費				
3-1	補助対象				
	(1)〇〇〇				
	(2)△△△【災害対策費】				
3-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
	<災害対策費小計(内数)>				
4	新規設備設置工事費				
4-1	補助対象				
	(1)〇〇〇				
	(2)△△△				
4-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
5	敷地内ガス管敷設費				
5-1	補助対象				
	(1)〇〇〇				
	(2)△△△ 【按分相当額】				
5-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲ 【按分相当額】				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
	合計 (1)				
	(内補助対象 合計)				
	合計 (1)				
	消費税				

見積作成の際は、例示した構成で記入すること。

①補助対象経費は、1. 設計費～5. 敷地内ガス管敷設費の5つの区分で作成すること。

②補助対象と補助対象外の経費は、区分毎に明確にすること。また、それぞれの合計金額を明記すること。

③複数年事業の場合、  
ア)年度毎に都度契約の場合は、年度毎に見積を作成すること。  
イ)複数年一括契約の場合は、年度毎の事業内容を明確に分けて記入すること。※専用の計測装置(CO2排出量の算出用)は、「3. 新規設備機器費」にて計上すること。  
ただし、取付費は、「4. 新規設備設置工事」にて計上すること。

※「3. 新規設備機器費」の諸経費には、法定福利費を含めないこと。

## 敷地内ガス管の補助対象経費算定方法（ホームページ掲載の計算システム参照）

敷地内ガス配管敷設工事で、対象設備と対象外設備（将来増設用分岐バルブ設置含む）に接続する工事を行う場合は、**断面積比按分**にて補助対象経費を決定する。

1. まず、専用配管と共用配管について個別に見積を行ふか、一括見積の中で専用配管、共用配管、および対象外配管についての区分費用を明確にすることが可能な場合、以下の方法で按分します。

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

**[配管例]**

区間	適用	管種	口径(A)	延長(m)	【計算例1】 区間見積	【計算例2】 一括見積
①	専用	G	50A	4.0m	100,000円	
②	専用	G	80A	5.0m	200,000円	
③	対象外	G	50A	4.0m	100,000円	
④	共用	G	80A	5.0m	200,000円	
⑤	専用	G	50A	4.0m	100,000円	
⑥	共用	G	80A	10.0m	400,000円	
⑦	共用連続	G	100A	18.0m	900,000円	
				合計	2,000,000円	2,000,000円

表1 口径と断面積(G)

口径	断面積(cm <sup>2</sup> )
6A	0.332
8A	0.664
10A	1.27
15A	2.03
20A	3.66
25A	5.98
32A	10.0
40A	13.6
50A	22.0
65A	36.2
80A	51.1
90A	68.2
100A	87.0
125A	134.0
150A	189.0
175A	255.0
200A	329.0
225A	413.0
250A	507.0
300A	729.0
350A	906.0
400A	1200.0
450A	1530.0
500A	1900.0

表2 口径と断面積(P E)

口径	断面積(cm <sup>2</sup> )
25	5.8
30	9.2
50	19.0
75	42.0
100	73.9
150	166.0
200	285.0
300	605.0

(JIS K 6774 1998による計算値)

尚、表1、2に記載のない実使用のガス管の断面積を用いても可。

その場合は、根拠資料等の添付必須。

--- [計算例1] ---

各区間対象断面積の算出

対象断面積：共用配管の断面積のうち、対象設備に供される仮想断面積。対象外配管は0cm<sup>2</sup>。

$$\text{区間① 対象断面積} = 22.0\text{cm}^2(\text{断面積})$$

$$\text{区間② 対象断面積} = 51.1\text{cm}^2(\text{断面積})$$

$$\text{区間③ 対象断面積} = 0\text{cm}^2$$

$$\text{区間④ 対象断面積} = \text{区間④の断面積} \times (\text{区間②の対象断面積} + \text{区間③の対象断面積}) \div (\text{区間②の断面積} + \text{区間③の断面積}) \\ = 51.1 \times (51.1 + 0) \div (51.1 + 22.0) \\ = 35.7211 \text{ cm}^2(\text{小数点第5位以下四捨五入})$$

$$\text{区間⑤ 対象断面積} = 22.0\text{cm}^2(\text{断面積})$$

$$\text{区間⑥ 対象断面積} = \text{区間⑥の断面積} \times (\text{区間④の対象断面積} + \text{区間⑤の対象断面積}) \div (\text{区間④の断面積} + \text{区間⑤の断面積}) \\ = 51.1 \times (35.7211 + 22.0) \div (51.1 + 22.0) \\ = 40.3495 \text{ cm}^2(\text{小数点第5位以下四捨五入})$$

$$\text{区間⑦ 対象断面積} = \text{区間⑦の断面積} \times \text{区間⑥と同様の按分(共用連続)}$$

$$= 87.0 \times (35.7211 + 22.0) \div (51.1 + 22.0)$$

$$= 68.6968 \text{ cm}^2(\text{小数点第5位以下四捨五入})$$

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費} &= \text{①見積金額} + \text{②見積金額} + \text{④見積金額} \times \frac{\text{④の対象断面積}}{\text{④の断面積}} + \text{⑤見積金額} \\ &\quad + \text{⑥見積金額} \times \frac{\text{⑥の対象断面積}}{\text{⑥の断面積}} + \text{⑦見積金額} \times \frac{\text{⑦の対象断面積}}{\text{⑦の断面積}} \\ &= 100,000\text{円} + 200,000\text{円} + 200,000\text{円} \times \frac{35.7211\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2} + 100,000\text{円} \\ &\quad + 400,000\text{円} \times \frac{40.3495\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2} + 900,000\text{円} \times \frac{68.6968\text{cm}^2}{87.0\text{cm}^2} \\ &= 1,566,312 \text{ 円(小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

2. 次に、専用配管、共用配管、および対象外配管と分割して見積が不可能な場合は、一括の見積金額を配管口径、配管延長、および配管断面積より按分します。

### [按分手順]

- 配管区間の専用・共用・対象外の配管区分を明確にする
- アイソメ図、あるいは配管模式図に区間毎の口径、および延長を記載
- 配管区間毎の口径×延長を算出
- 区間割合の算出

$$\text{区間割合} = \frac{\text{区間 (口径} \times \text{延長)}}{\text{全区間 (口径} \times \text{延長) の合計}} \times 100$$

- 【按分前】区間割当費用の算出  
【按分前】区間割当費用 = 敷地内ガス管敷設費 × 区間割合

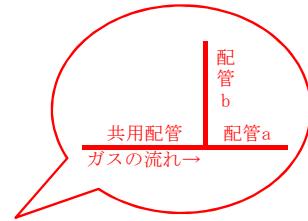
- 区間配管口径の断面積の確認（前項表1、2参照）

- 対象断面積の算出

- ・専用配管対象断面積 = 断面積
- ・共用配管対象断面積 = 共用配管実断面積 ×  $\frac{\text{分岐後aの対象断面積} + \text{分岐後bの対象断面積}}{\text{分岐後aの断面積} + \text{分岐後bの断面積}}$
- ・対象外配管対象断面積 = 0cm<sup>2</sup>

- 【按分後】区間割当費用の算出

$$[\text{按分後}] \text{区間割当費用} = [\text{按分前}] \text{区間割当費用} \times \frac{\text{対象断面積}}{\text{断面積}}$$



### 補助対象経費は、H. 【按分後】区間割当費用合計の小数点以下を切り捨てし決定

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

#### 【計算例 2】

配管例の断面積按分計算を按分手順 A～Hに基づき、表にまとめると以下の通りとなります。

区間	A			B		C	D	E	F	G	H
	適用	管種	口径(A)	延長(m)	口径×延長						
①	専用	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	22.0000	100,000.0	
②	専用	G	80	5.0	400.0	10.0000%	200,000.0	51.1	51.1000	200,000.0	
③	対象外	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	0.0000	0.0	
④	共用	G	80	5.0	400.0	10.0000%	200,000.0	51.1	35.7211	139,808.6	
⑤	専用	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	22.0000	100,000.0	
⑥	共用	G	80	10.0	800.0	20.0000%	400,000.0	51.1	40.3495	315,847.4	
⑦	共用連続	G	100	18.0	1,800.0	45.0000%	900,000.0	87.0	68.6968	710,656.6	
⑧											
⑨											
⑩											
合計					4,000.0	100.0000%	2,000,000.0			1,566,312.6	

#### G. 各区間対象断面積の算出

$$\text{区間① 対象断面積} = 22.0 \text{cm}^2 (\text{断面積})$$

$$\text{区間② 対象断面積} = 51.1 \text{cm}^2 (\text{断面積})$$

$$\text{区間③ 対象断面積} = 0 \text{cm}^2$$

$$\text{区間④ 対象断面積} = \text{区間④の断面積} \times (\text{区間②の対象断面積} + \text{区間③の対象断面積}) \div (\text{区間②の断面積} + \text{区間③の断面積}) \\ = 51.1 \times (51.1 + 0) \div (51.1 + 22.0)$$

$$= 35.7211 \text{cm}^2 (\text{小数点第5位以下四捨五入})$$

$$\text{区間⑤ 対象断面積} = 22.0 \text{cm}^2 (\text{断面積})$$

$$\text{区間⑥ 対象断面積} = \text{区間⑥の断面積} \times (\text{区間④の対象断面積} + \text{区間⑤の対象断面積}) \div (\text{区間④の断面積} + \text{区間⑤の断面積}) \\ = 51.1 \times (35.7211 + 22.0) \div (51.1 + 22.0)$$

$$= 40.3495 \text{cm}^2 (\text{小数点第5位以下四捨五入})$$

$$\text{区間⑦ 対象断面積} = \text{区間⑦の断面積} \times \text{区間⑥と同様の按分 (共用連続)}$$

$$= 87.0 \times (35.7211 + 22.0) \div (51.1 + 22.0)$$

$$= 68.6968 \text{cm}^2 (\text{小数点第5位以下四捨五入})$$

**敷地内ガス管敷設費補助対象経費 1,566,312 円 (小数点以下切り捨て)**

## 10-6. 申請內容証明關係 記入例等

役員名簿

申請時時点の役員名簿を提出すること。

## 記入上の注意

(注意 1)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び部署名を記入する。（上記記入例参照）

(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記入する。(上記記入例参照)。  
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記入すること。

(注意2)

(注意2)  
地方自治体は、作成不要。

(注意 3)

共同申請の場合は、各社の役員名簿を作成する。

(別紙②)

法務省ホームページより

登記事項証明書  
登記簿謄本 交付申請書  
概要記録事項証明書

- ・「法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し」を取得する場合は、「①全部事項証明書(謄本)」の**履歴事項証明書**(閉鎖されていない登記事項の証明)にレ印をつけ、各法務局で交付申請して下さい。

**登記事項証明書  
登記簿謄本交付申請書  
概要記録事項証明書**

※ 太枠の中に書いてください。  
(地方)法務局 支局・出張所 平成 年 月 日 申請

窓口に来られた人 (申請人)	住 所	収入印紙欄
	フリガナ 氏 名	
商号・名称 (会社等の名前)		収入印紙
本店・主たる事務所 (会社等の住所)		
会社法人等番号		
※ 必要なもの□にレ印をつけてください。		
請求事項	請求通数	収入印紙は割一 へ登記
<b>①全部事項証明書(謄本)</b> <input checked="" type="checkbox"/> 履歴事項証明書 (閉鎖されていない登記事項の証明) ※現在効力がある登記事項に加えて、当該証明書の交付の請求があった日の3年前の日の 属する年の1月1日から請求があった日までの間に抹消された事項等を記載したものです。 <input type="checkbox"/> 現在事項証明書 (現在効力がある登記事項の証明) <input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書 (閉鎖された登記事項の証明) ※当該証明書の交付の請求があった日の3年前の属する年の1月1日よりも前に 抹消された事項等を記載したものです。	通	

10-7. 中圧ガス供給証明関係  
記入例

## 記入例(中圧供給)

本書のコピーを提出

令和 2年 4月 1日

●●株式会社 御中

申請者

ガス導管事業者  
または  
ガス小売事業者(会社名)  
(部署)  
(住所)▲▲ガス株式会社  
◆◆事業部長 ◇◇  
××

印

## 供給証明書(検討結果)

供給方式	中圧供給 ・ 供給継続性の高い低圧供給 ・ 低圧供給かつ移動式ガス発生設備を保有	
供給状況	既存(供給中)	新規(供給見込み)
供給先名称	●●株式会社	・不使用管を再開して使用する場合は、新規(供給見込み)を選択
供給先住所	○○	・別系統で供給中であっても、本申請で新規引き込みする場合は、新規(供給見込み)を選択
供給圧力	0.25MPa(中圧B)	
ガス工事期間 ※新規のみ	2020年 11月 15日 ~ 2020年 12月 15日(見込み)	
供給開始時期 ※新規のみ	2020年 12月 15日(見込み)	
検討結果等	上記供給先へ中圧Bにて供給可。  該当する区分の資料を添付すること。	
必要な添付書類		
	既存	新規
中圧供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング)</li> <li>■ 中圧ガスマータの写真(本体、銘板)</li> <li>■ 中圧ガスマータの型式が中圧仕様を証明できる資料</li> <li>■ 中圧ガス管アイソメ図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング)</li> </ul>
供給継続性の高い 低圧供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 低圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング)</li> <li>■ 低圧ガスマータの写真(本体、銘板)</li> <li>■ 低圧ガス管アイソメ図</li> <li>■ ガス会社の保安基準の抜粋(当該物件のブロック名、ブロック番号、供給停止判断基準(70カイン以上)の運用が明記された箇所、表等の抜粋)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 低圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング)</li> <li>■ ガス会社の保安基準の抜粋(当該物件のブロック名、ブロック番号、供給停止判断基準(70カイン以上)の運用が明記された箇所、表等の抜粋)</li> </ul>
低圧供給かつ 移動式ガス発生 設備を保有	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 低圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング)</li> <li>■ 低圧ガスマータの写真(本体、銘板)</li> <li>■ 低圧ガス管アイソメ図</li> <li>■ ガス導管事業者との運用に関する覚書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 低圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング)</li> <li>■ ガス導管事業者との運用に関する覚書</li> </ul>

## 記入例(供給継続性の高い低圧供給)

本書のコピーを提出

令和 2年 4月 1日

●●株式会社 御中

申請者

ガス導管事業者  
または  
ガス小売事業者(会社名)  
(部署)  
(住所)▲▲ガス株式会社  
◆◆事業部長 ◇◇  
××

印

所属長印

## 供給証明書(検討結果)

供給方式	中圧供給 ・ 供給継続性の高い低圧供給 低圧供給かつ移動式ガス発生設備を保有	
供給状況	既存(供給中)	新規(供給見込み)
供給先名称	●●株式会社	・不使用管を再開して使用する場合は、新規(供給見込み)を選択
供給先住所	○○	・別系統で供給中であっても、本申請で新規引き込みをする場合は、新規(供給見込み)を選択
供給圧力	1.0kPa～2.5kPa	
ガス工事期間 ※新規のみ	年 月 日 ～ 年 月 日(見込み)	
供給開始時期 ※新規のみ	年 月 日(見込み)	
検討結果等	<p>上記供給先へ低圧にて供給中。</p> <p>ブロック名:★★            ブロック番号:B-2            供給停止判断基準:70カイン以上            以上、記載箇所等は添付資料参照。</p>	<p>【供給継続性の高い低圧供給】            で申請の場合は、            ・ブロック名            ・ブロック番号            ・供給停止判断基準            を必ず記載すること。</p> <p>該当する区分の資料を添付すること。</p>
必要な添付書類		
	既存	新規
中圧供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング)</li> <li>■中圧ガスマータの写真(本体、銘板)</li> <li>■中圧ガスマータの型式が中圧仕様を証明できる資料</li> <li>■中圧ガス管アイソメ図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング)</li> </ul>
供給継続性の高い 低圧供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>■低圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング)</li> <li>■低圧ガスマータの写真(本体、銘板)</li> <li>■低圧ガス管アイソメ図</li> <li>■ガス会社の保安基準の抜粋(当該物件のブロック名、ブロック番号、供給停止判断基準(70カイン以上)の運用が明記された箇所、表等の抜粋)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■低圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング)</li> <li>■ガス会社の保安基準の抜粋(当該物件のブロック名、ブロック番号、供給停止判断基準(70カイン以上)の運用が明記された箇所、表等の抜粋)</li> </ul>
低圧供給かつ 移動式ガス発生 設備を保有	<ul style="list-style-type: none"> <li>■低圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング)</li> <li>■低圧ガスマータの写真(本体、銘板)</li> <li>■低圧ガス管アイソメ図</li> <li>■ガス導管事業者との運用に関する覚書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■低圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング)</li> <li>■ガス導管事業者との運用に関する覚書</li> </ul>

## 10-8. 複數年度事業継続關係

(別紙②④-1)

受理番号 (センターで記入)				

複数年1年目の申請書提出時に添付。

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

申請者

住所

共同申請の場合、申請者毎に提出すること。

氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

印

令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金  
事業継続誓約書

令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金の交付を受けた場合、以下の内容を遵守し、複数年度事業を継続し設備の導入を完了させることを誓約いたします。

- ・令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金の交付規程等の規定にのっとり、設備の導入を完成させること。
- ・実施計画書に記載した内容を満足させること。
- ・令和2年度実績報告書提出の後、以降の事業計画をセンターに提出すること。
- ・設備の導入計画に変更がある場合、センターに報告すること。
- ・複数年度事業が完了した際には、センターに完了報告書を提出するとともに、導入する設備や実施内容が事業計画に記載した内容を満足しているかセンターの確認を受けること。
- ・途中で設備の導入を中止した場合や実施計画書に記載した内容を満足させることができなくなった場合には、既に交付した補助金相当額を納付すること。
- ・設備の導入後1年間、実績報告データをとりまとめ、センター宛てに提出すること。

(別紙②)-2)

受理番号 (センターで記入)				

複数年1年目の実績報告書提出時に添付。

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者

住所

共同申請の場合、申請者毎に提出すること。

氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

印

令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金  
事業継続計画書

令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金の交付を受けた事業を継続いたしますので、下記の通り報告します。

1. 継続事業の内容

①すでに交付された補助事業に記載した事業計画からの変更有無： あり なし

②変更前と変更後の内容（変更ある場合のみ記載）

変更前

変更後

2. 事業の完了予定日

令和 年 月 日

(別紙②④-3)

受理番号 (センターで記入)				

複数年2年目を申請しない事業者が補助事業2年目を完了した際に提出する書類。

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者

住所

共同申請の場合、申請者毎に提出すること。

氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

印

令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金  
事業完了報告書

令和2年度天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金の交付を受けた事業を完了いたしましたので、下記の通り報告します。

1. 実施した事業の内容

2. 事業の完了日

令和 年 月 日

## 10-9. その他

一般社団法人  
都市ガス振興センター 御中

令和〇年〇月〇日

## 発注先選定理由書

申請者	○○○株式会社△△△部 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 印
見積件名	○○改造工事
発注予定先	□□社
提出理由	
選定理由	
<p><b>注)本理由書を使用する場合は、事前に都市ガス振興センターへ必ず問合せください。</b></p> <p>注)センター内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。</p> <p><u>合理的理由として原則認められない例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入したい設備の代理店なので</li> <li>・メーカーに直接見積を取るのが最も安価</li> <li>・構内業者だから</li> <li>・施工の信頼性が高いから</li> </ul>	

## 10-10. 申請書提出時の確認 及び纏め方

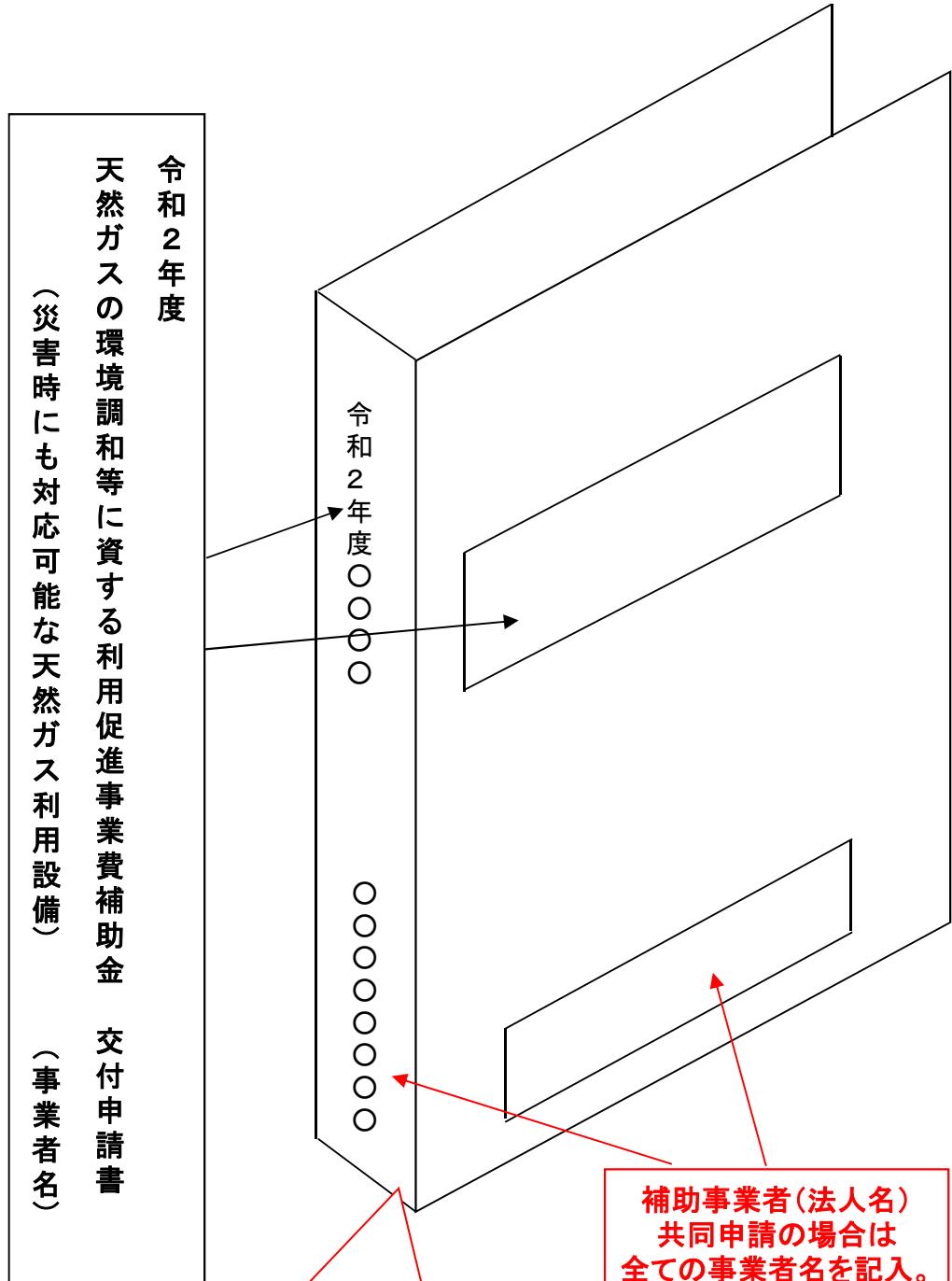
## 交付申請時提出書類チェックリスト(1/2)

項目		確認
<b>1. 交付申請書</b>		
1-1	「申請日」は、公募期間内となっているか	
1-2	共同申請の場合、申請者・担当者は全申請者分 記載されているか、押印されているか	
<b>2. 実施計画書</b>		
2-1	実施場所住所、最寄駅、施設名称、施設の所有者は正しく記載されているか	
2-2	実施計画書に補助事業の具体的な内容は正しく記載されているか	
2-3	請負会社等への支払いは”金融機関からの振込”として計画しているか	
2-4	共同申請の場合、社名、役割等が記載されているか	
2-5	中小企業優遇に申請する場合、「該当する」にマークされ、証明する書類が添付されているか	
2-6	補助対象設備を設置する建物が「新築」かについて、該当する方にマークされているか	
2-7	設備詳細に計算シートによる計算結果が記載され、申請要件に該当することを判定できるか	
2-8	従来方式・補助事業方式の燃料につき、基礎数値と計算シートによる計算結果が記載されているか	
2-9	省エネルギー率、CO2削減率、費用対効果の計算は正しいか	
2-10	従来方式と補助事業方式の使用燃料は、該当する数値、マークがされているか	
2-11	災害時の強靭性について、正しくチェックされ、それぞれチェックした項目根拠となる資料が添付されているか	
2-12	「補助事業の開始予定日」は請負会社等との契約予定日となっており、「発注計画書」の記載と合致しているか	
2-13	「補助事業の完了予定日」は請負会社等への支払い完了予定日(令和3年2月26日以前)となっているか	
2-14	都市ガス供給事業者、都市ガス導管事業者が適切に記載されているか	
2-15	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額は見積書と整合性がとれ、正しく算出されているか	
2-16	各経費の欄に金額がない場合は、空欄とせず0と記載されているか	
2-17	中小企業優遇に申請する場合、中小企業の判定ができるよう「業種」「資本金」「従業員」が記入されているか	
2-18	資金調達計画の補助金と補助金交付申請額が一致しており、補助事業に要する経費と合計額が一致しているか	
2-19	国からの他の補助金と重複(予定含む)場合はチェック及び補助金名が記載されているか	
2-20	地図、申請金額整理表、補助事業に要する経費と補助対象経費の差額が分かる資料を添付しているか	
2-21	共同申請または複数年申請の場合、別紙③-2(申請者別経費等内訳)は添付されているか	
2-22	共同申請の場合、④(申請者別資金計画)、役割分担体制表は添付されているか	
<b>3. 発注計画書</b>		
3-1	「補助事業の開始予定日」から「完了予定日」までのスケジュールが明記されているか	
3-2	「補助事業の開始及び完了予定日」は「交付申請書」の記載と合致しているか	
3-3	「補助事業の開始予定日」(請負会社等との契約予定日)が交付決定予定日以降であるか	
3-4	「補助事業の完了予定日」(請負会社等への支払い完了予定日)は令和3年2月26日以前であるか	
<b>4. 計算シート①～③、燃料消費量換算計算シート</b>		
4-1	計算シート①～③の必要なシートが添付されているか、入力している内容・数値は正しく記載されているか	
4-2	燃料換算シートは添付され、正しく計算されているか(該当時)	
<b>5. 燃料消費量実績の根拠資料</b>		
5-1	消費量実績の月毎の合表、更新・改造前燃料の購入量を判断できる請求書等の写しはあるか(自家発以外)	
5-2	燃料の購入形態が補助対象外設備と共同である場合、対象設備の使用量を推定した根拠資料が添付されているか(自家発以外)	
5-3	「自家発電設備の想定稼働データ」に相当するデータが計算シートに添付されているか(自家発)	
<b>6. 従来方式、補助事業方式の機器仕様及び省エネルギー算出根拠となる書類</b>		
6-1	メーカ、型式、定格能力等を明記した仕様書等の写しがあるか	
6-2	設備の能力を実測値で申請する場合、第3者が測定したデータが添付されているか(該当時)	
<b>7. 従来方式、補助事業方式の設備に関する図面</b>		
7-1	全体図・配置図・システム図・単線結線図が添付され、色分け等により補助対象部分が明記されているか	
7-2	敷地内ガス配管の平面図・アイソメ図が添付されているか	
7-3	敷地内ガス配管の平面図に口径、延長、分岐等が明記されているか	
7-4	対象設備に取り付けるCO2排出削減量を算出するために必要な専用の計測装置が明示されているか	
7-5	[専用の計測装置に関する特例による申請]専用の計測装置に関する約束書が添付されているか(認められた場合のみ)	
<b>8. 従来方式の設備の設置状況を示す写真</b>		
8-1	撤去・新設・更新・改造に関わる部分の写真が全て添付されているか	
8-2	更新・改造の場合、設備の銘板の拡大写真が添付されているか	

**交付申請時提出書類チェックリスト（2／2）**

9. 見積依頼書、見積書の写し		
9-1	見積依頼書の写しは添付されているか、機器仕様および工事内容は十分に表現されているか	
9-2	見積依頼書に記載した内容は、メーカ指定や数量指定をしていないか	
9-3	見積書に請負会社等の押印および日付があるか	
9-4	見積書の件名は、見積依頼書と同じになっているか	
9-5	見積書の宛名が申請者の法人名と同一であるか	
9-6	見積書の経費区分は、本補助金で指定された経費区分に分かれているか	
9-7	経費区分毎の補助対象経費、補助対象経費合計が記載されているか、補助対象を明確にしているか	
9-8	複数年申請の場合は、年度毎に明確に記載されているか	
10. 会社・事業所のパンフレット、役員名簿		
10-1	会社・事業所のパンフレット、役員名簿がそろっているか。役員名簿は規定の書式か。	
10-2	法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本等の写し、及び前年度の財務諸表がそろっているか	
10-3	地方自治体等及び非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類がそろっているか	
11. 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類(写し)		
11-1	防災計画指定等の施設であることが分かる証明書類や契約書が添付されているか	
12. 中圧ガス導管等でガス供給を受けていることを示す書類		
12-1	既存設備のガス導管図面(引込が分かるもの)、ガスマーテー及び銘板の写真等	
12-2	供給証明書(検討結果)及び必要な添付書類の写しがあるか	
13. 該当する場合に添付が必要な書類		
13-1	[中小企業優遇申請] 設備の使用者が中小企業であることを証明できる書類	
13-2	[従来方式の能力値実測による申請] 測定条件と測定結果を証明できる書類	
13-3	[高効率設備基準による申請] 基準に該当することを証明するメーカーの仕様書、カタログ等	
13-4	[リース、エネルギーサービス、賃貸借等による申請] 内容に関する契約書(案可)の写し、料金計算書等	
13-5	[支払委託契約による申請] 支払委託契約書(案可)の写し	
13-6	[事業が複数年度にわたる場合] 事業継続誓約書	
13-7	[競争入札によらずに発注先選定する場合] 発注先選定理由書(認められた場合のみ)	
13-8	必要な追加書類	
14. 交付申請時提出書類チェックリスト(本チェックリスト)		
※該当しない項目にも横棒「-」を記入し、空欄を作らないこと		チェック者
		印

◇ 交付申請書ファイリング例



- \* A4、2穴のパイプ式ファイル(左右両開きのドッチファイル)が好ましい。
- \* 追加資料添付を考えて少し幅に余裕があるファイルを選定。
- \* 原則、クリアポケット・クリアファイルは使用しない。

(別紙⑦)

◇ 交付申請書ファイリング

## 交付申請書・添付資料リスト

No.	項目 事 項	原本/ 写し	確認
1	交付申請書（様式第1-1）	原本	
2	実施計画書（様式第2-1）	原本	
3	「申請金額整理表」（P.36別紙③-1参照）	原本	
4	補助事業に要する経費と補助対象経費に差異がある場合にその差額が分かる資料 (対象外費用の内訳、能力按分、ガス管按分などの資料)	原本	
5	補助事業の実施場所を示す地図（著作権を有さないもの）を添付	写し	
共同申請または複数年申請の場合			
6	「補助事業に要する経費等の申請者別内訳について」（P.37別紙③-2参照）	原本	
共同申請の場合			
7	「申請者別の資金調達計画について」（P.38別紙④参照）	原本	
8	役割分担を示す体制表（A4 1枚、フォーマット自由）	原本	
添付N	項目 事 項		
I	発注計画書（P.39～40別紙⑤参照） ※複数年申請の場合は、工程表（2年間）も添付	原本	
II	省エネルギー率を求めるための「計算シート①」（P.62別紙⑫-1参照）、「燃料消費量換算計算シート」（P.65～67別紙⑬参照）	原本	
III	CO2削減率、費用対効果等を求めるための「計算シート③」（P.64別紙⑫-3参照）	原本	
IV	燃料消費量実績集計表（P.68別紙⑭参照）、及び燃料消費量実績の根拠資料（写し）	原本/ 写し	
V	従来方式、補助事業方式の機器仕様及び省エネルギー算出根拠となる書類	写し	
VI	従来方式、補助事業方式の設備に関する図面（P.71～75別紙⑯参照）	原本	
VII	従来方式の設備の設置状況を示す写真	原本	
VIII	見積依頼書、見積書の写し（概算もしくは3社見積）（P.78～81別紙⑯参照）	写し	
IX	会社情報 ①会社・事業所のパンフレット、役員名簿 ②履歴事項全部証明書の写し、及び前年度の財務諸表 ③地方自治体等及び非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類	写し ※1	
X	防災計画指定等の施設であることを証明できる書類	写し	
XI	中圧ガス導管等でガス供給を受けていることを示す書類 ①供給証明書（検討結果）（P.88～89別紙⑯参照） ②必要な添付書類	写し	
※以下は該当する場合に添付			
①	中小企業優遇関係（証明する書類：設備使用者の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し等）	写し	
②	更新・改造前後設備の能力実測値（測定条件と測定結果を証明できる書類）	写し	
③	高効率設備の基準に該当することを証明する書類（仕様書、カタログ、メーカーの証明書）	写し	
④	リース・エネルギーサービス等・賃貸借に関する契約書（案可）の写し、料金計算書等	写し	
⑤	支払委託契約書（案可）の写し	写し	
⑥	複数年申請の場合、事業継続誓約書（P.91別紙⑯-1参照）	原本	
⑦	発注先選定理由書（P.95別紙⑯参照）	原本	
⑧	必要な追加書類	原本/ 写し	
XII	交付申請時提出書類チェックリスト（別紙⑯）	原本	

※1 履歴事項全部証明書は法務局等で取得したもの（=写し）を添付すること

※ 添付書類の詳細については「公募説明会資料」のP.18～P.20を参照

※ 必要に応じて中仕切りを挿入して整理すること

